

日本NCR株式会社 社員会 2023 総合保険 安心サポートプランのご案内

この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者により加入をご案内しています。

1. 安心サポートプラン 主なポイント等一覧

目的	名称	退職後の継続	主なポイント	取扱保険会社
将来の生活設計のために	◎ 積立年金ゆとり		税軽減の効果を活かし、給与控除で積立ができます。 老後資金の確保にもご活用ください。 ①個人コース(個人年金保険料控除型) ②一般コース(一般の生命保険料控除型) ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。	明治安田生命保険
残された家族の安心を守るために	◎ グループ生命保険	○	団体のスケールメリットによりお手頃な保険料です。ご家族全員加入できます。 万一の死亡・高度障害への備えでご家族に安心を! ①1年更新のため毎年保障内容が見直せます。 ②医師の診査は不要で加入手続きが簡単です。(告知書扱い) ③1年ごとに収支計算し、剰余金が生じれば、配当金として還元されます。 配当金還付	
悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中になったときのために	◎ 三大疾病克服サポートプラス	○	特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費としてまとまった保険金をお支払いします。 ①余命6か月以内と判断されるとき、主契約の保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) ②配偶者も加入できます。 ※特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。	
病気・ケガで休職中の給与の補償(長期)には	◎ 休職補償サポート		病気やケガで長期休職になった場合、最長60歳まで月額最高5万円または10万円(免責180日)をお支払いします。 ①病気やケガにより長期に働けなくなった場合の所得の一部を補完します。 ②就業障害が続く限り、最長60歳まで補償します。(55歳～59歳の方は3年が限度)	明治安田損害保険
病気・ケガの補償には賠償・携行品・介護等のオプションもご用意しています	◎ 新医療保険 団体総合生活補償保険(MS&AD型)	○	病気やケガも入院1日目から補償の手厚い医療保険です。 病気やケガで保険金をお支払いしても翌年継続可能です。 ①病気やケガによる入院を日帰り～365日まで補償します。 ②新規ご加入は69才まで、ご継続は79才までです。 【本人・親介護特約】 身近に迫る介護のリスクと介護費用を補償します。 15%割引	三井住友海上火災保険
ケガの補償には賠償・携行品・疾病のオプションもご用意しています	◎ 団体傷害保険 団体総合生活補償保険(標準型) ①個人型、②家族型 + 団体総合生活補償保険(MS&AD型)	○	万一のケガに備える保険です。疾病特約をつければ医療保険に大変身! ①ご家族のケガをまとめて補償するタイプの保険もご用意しています。 ②年齢制限なくご加入いただけます。 ただし疾病特約については69才までの方となります。 15%割引	
病気・ケガで休職中の給与の補償(1年)には	◎ 所得補償保険		病気やケガで医師の指示に基づき会社を休んだ時、最高12か月の(免責7日)保険金をお支払いします。 ①ケガや病気働けなくなったとき、あなたの収入ダウンをカバーします。 ②医師の指示による自宅療養も対象です。 15%割引	

※ ◎の既加入者で、加入内容を変更せず継続する場合は、申込手続きは不要です。

申込締切日: 2023年5月31日(水) 申込みは年1回です。ライフプランに応じてご検討ください。

2. 【新医療保険・団体傷害保険・所得補償保険】補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。プラン検討の参考にしてください。

区分	ケガ・病気するとき											身の回りのリスク					介護		ケガ・病気による就業不能	
	傷害死亡・後遺障害	傷害入院	傷害通院	傷害手術	葬祭費用	疾病入院	疾病通院	疾病手術	疾病放射線治療	特定疾患	先進医療	三大疾病診断	日常生活賠償	携行品損害	借家人賠償責任修理費用	ホールインワン・アルバイトロス費用	住宅内生活用動産	親介護	本人介護	所得補償
新医療保険	●	●	● (Dセット以外)	●	● (Nセット以外)	●	● (Dセット以外)	●	●											
+ オプションセット									●	●	●	●	●					●	●	
団体傷害保険 (①個人型・②家族型)	●	●	●	●																
+ オプションその1												●	●							
+ オプションその2(①個人型のみ)						●	●	●	●											
+ 継続加入のみプラン (オプションその1)														●	●	●				
所得補償保険																				●

3.【積立年金ゆとり・グループ生命保険・三大疾病克服サポートプラス・休職補償サポート】資料

あなたのライフプランに応じてご検討ください。

社員の安心サポートプランは、あなたの未来を応援します。

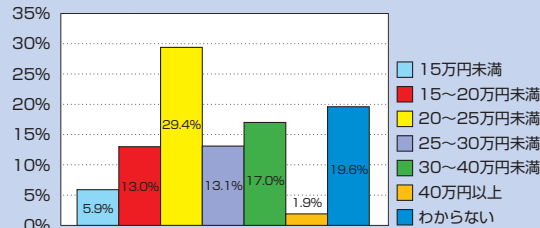
積立年金ゆとり 将来の生活設計のために

●老後の必要生活費は平均26万円/月

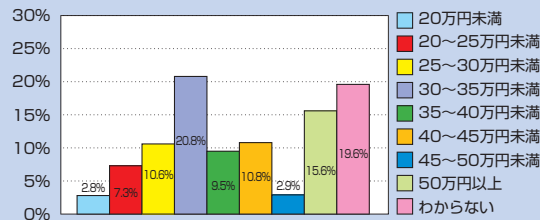
	月平均額
食料	74,586円
住居	16,556円
光熱・水道	22,233円
家具・家事用品	12,062円
被服及び履物	6,222円
保健医療	16,370円
交通・通信	38,256円
教養娯楽	24,344円
その他	50,493円
消費支出計	261,123円

(注)二人以上の世帯のうち無職世帯(65~69歳)の家計収支
(総務省「家計調査報告」2021年)

<老後の最低生活費：平均22.1万円/月>



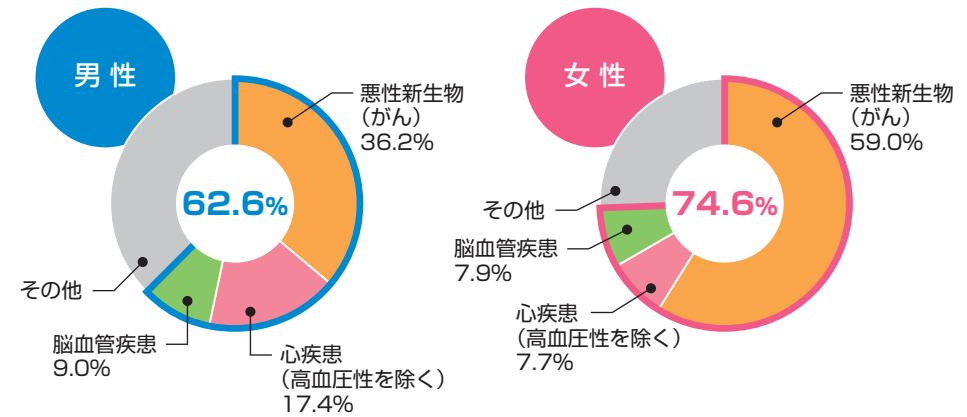
<ゆとりある老後生活費は平均36.1万円/月>



※現役世帯も含めた対象者に対して、夫婦二人での「老後の最低日常生活費」と「ゆとりある老後生活費」に関する金額を尋ねた意識調査の結果
(生命保険文化センター 令和元年「生活保障に関する調査」)

三大疾病克服サポートプラス 悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中になったときのために

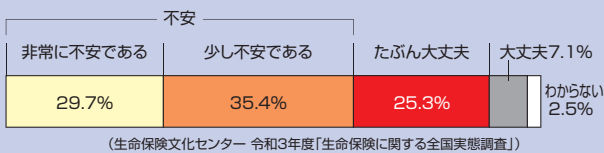
●性別にみた死亡総数に対する3大疾病を死因とする死亡数の割合



厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」より
※上記は就労年齢(20歳~64歳)における死亡数の割合です。

グループ生命保険 残された家族の安心を守るために

もし世帯主が万一の場合(死亡・高度障害)の生活不安感は?



万一の場合の遺族の生活準備資金について約7割の人が不安を感じているんじゃない。安心して毎日を暮らすために、明日からの生活保障を今から考えておかなければ。

世帯主が万一の場合に必要なと考える保障額は?

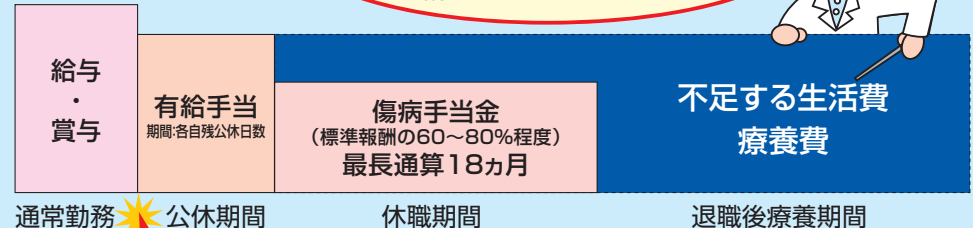


よしっ! 愛する家族のためにグループ生命保険で準備だ。

※年間必要額、必要年数、総額(年間必要額×必要年数)はそれぞれ別個に平均しています。したがって、サンプルここでは年間必要額×必要年数=総額が成立しても、年間必要額平均×必要年数平均=総平均額とはなりません。
(生命保険文化センター 令和3年度「生命保険に関する全国実態調査」)

休職補償サポート 病気・ケガで休職中の給与の補償(長期)には

療養から1年半程度は会社、健保組合各種手当金の給付制度があるが、長期療養への補償は自分で備えなければお。



ケガ、病気による休職開始

そうか、休職補償サポートで長期療養にも備えあれば憂いなしね。

4. 選択の一例

組み合わせは自由です！

年齢やライフプランが変われば、必要な保障(補償)額も大きく変わります。大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。家族の増減や、生活環境が変化したときには加入している保険の内容をよく確認し、その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。

何に備えたいですか？

- 入社したのでケガや病気に備えたい
- 結婚したから夫婦の備えを考えたい
- 子どもが生まれたから子どもの保険を考えたい
- 働き盛りの世代の万に備えたい
- 子どもが独立したから保障(補償)を見直したい
- 退職後の収入を考え、保障(補償)を見直したい



保険選びのポイント

	20代 入社	30代 結婚	40代~50代 子ども誕生	50代~60代 住宅購入 子ども独立 退職に向けて
ご本人さま	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 死亡保障額 目安300万円 新医療保険 (Aセット) 先進医療 日常生活賠償 携行品損害 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 死亡保障額 目安1,500万円 新医療保険 (Aセット) 先進医療 積立年金 特定疾病 休職補償 日常生活賠償 携行品損害 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 死亡保障額 目安3,000万円 新医療保険 (Aセット) 先進医療 特定疾患 積立年金 特定疾病 休職補償 日常生活賠償 携行品損害 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 死亡保障額 目安4,000万円 新医療保険 (Aセット) 先進医療 特定疾患 積立年金 特定疾病 休職補償 日常生活賠償 携行品損害 本人介護
配偶者さま		<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 新医療保険 (Aセット) 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 新医療保険 (Aセット) 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 新医療保険 (Aセット)
お子さま			<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 新医療保険 (Aセット) 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険 新医療保険 (Aセット)
ご両親				<ul style="list-style-type: none"> お父様 親介護 お母様 親介護

OB制度 継続

退職後も引き続きご加入いただくことができます。退職された方は移行手続きをお願いします。
※一部継続できない商品がありますのでご注意ください。

保険加入は 社会人としての責任
入社してまもなくは、慌ただしい日々を過ごします。万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。

大切な家族を守るために
家庭を築いたら、自分に万一のことがあったときに家族の生活を保障(補償)する保険も必要になります。独身時代にお互いが入っていた保険を確認し、保障(補償)内容の再検討をしましょう。

家族が増えたら 保障(補償)も増やそう
家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。ご家族の病気とケガに備えることも重要になります。

〈住宅購入〉 責任が重い年代に十分な保障(補償)を
マイホームを購入したら、万一の保障(補償)も十分な額が必要です。また、ご両親の将来の介護についても考え始める年代となります。
〈子ども独立〉 年令を重ねた2人に必要な保険を
これまで以上にがんなどの病気が心配な年令に。加入口数を増やしたりオプションを見直したりして備えましょう。

積立年金ゆとり

(拠出型企業年金保険【生命保険】)

1.商品概要

※詳しくはパンフレットをご参照ください。

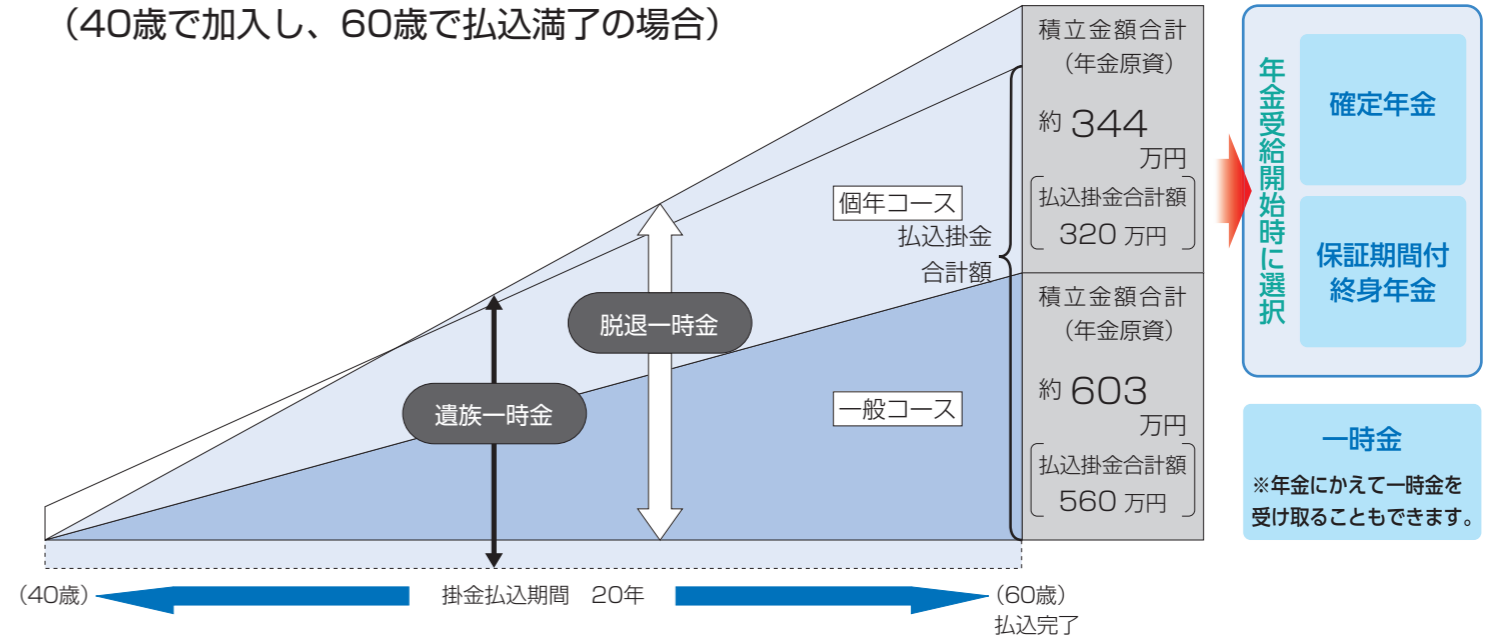
基本セット	内容	毎月積み立て、払込満了時に積立金の受け取り ※一般コースは払込中の一部払出可
	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・払込満了時の受取は一時金/年金の選択可 ・年末調整・確定申告での保険料控除の対象 ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。 ・一般コース/個年コースのいずれか、またはいずれも選択可 ①一般コース(一般の生命保険料控除の対象となるコース) ⇒所定の事由に該当した場合、積立金の払い出し(減口)(※)の取扱い可能(一般コースのみ) (※)パンフレット「P.積-5」に記載の別表の事由とします。 ②個年コース(個人年金保険料控除の対象となるコース)
	加入資格(年齢)	<p>●2023年8月1日現在の年齢 【本人のみ】</p> <p>①一般コース: 満18歳以上58歳未満 かつ 掛金払込完了年齢(60歳)まで2年以上ある方。 但し、再雇用された場合は、最長65歳まで継続可能</p> <p>②個年コース: 満18歳以上50歳未満 かつ 掛金払込完了年齢(60歳)まで10年以上ある方。 但し、再雇用された場合は、最長65歳まで継続可能</p>
	掛金(各コース共通)	毎月積立(月払) : 1口5,000円で1口以上50口(25万円)まで
オプション	有無	有
	掛金(各コース共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・賞与積立(半年払) : 1口10,000円で1口以上100口(100万円)まで ※夏季及び冬季賞与支給対象者さまがご選択可 ・一時積立(一時払) : 1口10,000円で1口以上1,000口(1,000万円)まで ・退職時一時積立(一時払) : 1口10,000円で1口以上1,000口(1,000万円)まで
2022年度からの変更点		無

※上記掛金は、1口あたり1%の制度運営費を含んでいます。

2.仕組み(イメージ図)と給付額試算表

仕組み(イメージ図)

(40歳で加入し、60歳で払込満了の場合)



払込保険料	一般コース	月払	3口	15,000円	半年払	5口	50,000円
	個年コース	月払	2口	10,000円	半年払	2口	20,000円

■こんなときにお役に立ちます。

◆ 毎月給与天引きでコツコツ積立てし、計画的に将来の生活への準備ができます。



掛金払込期間中の給付額試算表

一般コース・個年コース

●毎月積立 1口=5,000円 ●賞与積立(12月と6月)1口=10,000円 ●一時積立 10口=100,000円の場合

加入期間	払込方法	毎月積立 (月払)		賞与積立 (半年払)		一時積立 (一時払)	
		払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
	年	円	約 円	円	約 円	円	約 円
1		60,000	58,500	20,000	19,490	100,000	98,100
2		120,000	117,590	40,000	39,180	100,000	99,000
3		180,000	177,270	60,000	59,060	100,000	100,000
4		240,000	237,550	80,000	79,150	100,000	101,000
5		300,000	298,440	100,000	99,440	100,000	102,000
6		360,000	359,970	120,000	119,940	100,000	103,100
7		420,000	422,120	140,000	140,650	100,000	104,100
8		480,000	484,930	160,000	161,570	100,000	105,200
9		540,000	548,390	180,000	182,720	100,000	106,200
10		600,000	612,510	200,000	204,080	100,000	107,300
11		660,000	677,310	220,000	225,670	100,000	108,400
12		720,000	742,790	240,000	247,490	100,000	109,500
13		780,000	808,980	260,000	269,540	100,000	110,700
14		840,000	875,860	280,000	291,830	100,000	111,800
15		900,000	943,460	300,000	314,350	100,000	113,000
16		960,000	1,011,780	320,000	337,110	100,000	114,100
17		1,020,000	1,080,830	340,000	360,120	100,000	115,300
18		1,080,000	1,150,620	360,000	383,380	100,000	116,500
19		1,140,000	1,221,160	380,000	406,880	100,000	117,800
20		1,200,000	1,292,460	400,000	430,630	100,000	119,000

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1)年間保険料4,570万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の掛金が毎月末日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年1月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。

お問い合わせのご相談は

明治安田生命保険相互会社

総合法人第一部 国際法人営業部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL:03-6259-0012 FAX:03-6259-0050

グループ生命保険

(こども特約付年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

1.商品概要

※詳しくはパンフレットをご参照ください。

基本セット	保障対象	死亡・高度障害時(病気、ケガ)																																											
	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金の受取は一時金/年金の選択可 ・配当金の還付により実質的な負担を軽減 ※1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みです。																																											
	加入資格(年齢)	●2023年8月1日現在の年齢 【本人】 満17歳6カ月を超え満60歳6カ月までの方(継続の場合は、満65歳6カ月までの方) 【配偶者】 満18歳を超え、満60歳6カ月までの方(継続の場合は、満65歳6カ月までの方) 【こども】 ※本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します) 満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方																																											
月払保険料(概算)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>お手頃な保険料で大きな保障!!</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本人</th> </tr> <tr> <th>コース</th> <th>死亡・高度障害保険金(年金原資) / 月払保険料(概算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>L</td><td>100万円 / 470円</td></tr> <tr><td>M</td><td>200万円 / 940円</td></tr> <tr><td>O</td><td>300万円 / 1,410円</td></tr> <tr><td>P</td><td>500万円 / 2,350円</td></tr> <tr><td>Q</td><td>700万円 / 3,290円</td></tr> <tr><td>R</td><td>1,000万円 / 4,700円</td></tr> <tr><td>S</td><td>1,500万円 / 7,050円</td></tr> <tr><td>T</td><td>2,000万円 / 9,400円</td></tr> <tr><td>U</td><td>2,500万円 / 11,750円</td></tr> <tr><td>V</td><td>3,000万円 / 14,100円</td></tr> <tr><td>W</td><td>3,500万円 / 16,450円</td></tr> <tr><td>X</td><td>4,000万円 / 18,800円</td></tr> <tr><td>Z</td><td>5,000万円 / 23,500円</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>剰余金があれば配当金還付!!</p> <p>(ご参考) 配当(2021年度の配当率)を加味した月払保険料(概算)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>約403円</td></tr> <tr><td>約806円</td></tr> <tr><td>約1,210円</td></tr> <tr><td>約2,016円</td></tr> <tr><td>約2,823円</td></tr> <tr><td>約4,032円</td></tr> <tr><td>約6,048円</td></tr> <tr><td>約8,064円</td></tr> <tr><td>約10,081円</td></tr> <tr><td>約12,097円</td></tr> <tr><td>約14,113円</td></tr> <tr><td>約16,129円</td></tr> <tr><td>約20,161円</td></tr> </tbody> </table> <p>2021年度の配当率(実績) 約14.2%</p> <p>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。</p> <p>●なお、上記配当率は過去の実績を表したものであり、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</p> <p>※三大疾病克服サポートプラスおよび休職補償サポートには、配当金はありません。</p> <p>配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。</p> </div> </div>		本人		コース	死亡・高度障害保険金(年金原資) / 月払保険料(概算)	L	100万円 / 470円	M	200万円 / 940円	O	300万円 / 1,410円	P	500万円 / 2,350円	Q	700万円 / 3,290円	R	1,000万円 / 4,700円	S	1,500万円 / 7,050円	T	2,000万円 / 9,400円	U	2,500万円 / 11,750円	V	3,000万円 / 14,100円	W	3,500万円 / 16,450円	X	4,000万円 / 18,800円	Z	5,000万円 / 23,500円	約403円	約806円	約1,210円	約2,016円	約2,823円	約4,032円	約6,048円	約8,064円	約10,081円	約12,097円	約14,113円	約16,129円	約20,161円
本人																																													
コース	死亡・高度障害保険金(年金原資) / 月払保険料(概算)																																												
L	100万円 / 470円																																												
M	200万円 / 940円																																												
O	300万円 / 1,410円																																												
P	500万円 / 2,350円																																												
Q	700万円 / 3,290円																																												
R	1,000万円 / 4,700円																																												
S	1,500万円 / 7,050円																																												
T	2,000万円 / 9,400円																																												
U	2,500万円 / 11,750円																																												
V	3,000万円 / 14,100円																																												
W	3,500万円 / 16,450円																																												
X	4,000万円 / 18,800円																																												
Z	5,000万円 / 23,500円																																												
約403円																																													
約806円																																													
約1,210円																																													
約2,016円																																													
約2,823円																																													
約4,032円																																													
約6,048円																																													
約8,064円																																													
約10,081円																																													
約12,097円																																													
約14,113円																																													
約16,129円																																													
約20,161円																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶者</th> <th colspan="2">こども(一人あたり)</th> </tr> <tr> <th>死亡・高度障害保険金(年金原資)</th> <th>月払保険料(概算)</th> <th>死亡・高度障害保険金</th> <th>月払保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>470円</td> <td>100万円</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>1,410円</td> <td>200万円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>500万円</td> <td>2,350円</td> <td>300万円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>700万円</td> <td>3,290円</td> <td>400万円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配偶者		こども(一人あたり)		死亡・高度障害保険金(年金原資)	月払保険料(概算)	死亡・高度障害保険金	月払保険料	100万円	470円	100万円	70円	300万円	1,410円	200万円	140円	500万円	2,350円	300万円	210円	700万円	3,290円	400万円	280円	1,000万円	4,700円																		
配偶者		こども(一人あたり)																																											
死亡・高度障害保険金(年金原資)	月払保険料(概算)	死亡・高度障害保険金	月払保険料																																										
100万円	470円	100万円	70円																																										
300万円	1,410円	200万円	140円																																										
500万円	2,350円	300万円	210円																																										
700万円	3,290円	400万円	280円																																										
1,000万円	4,700円																																												

基本セット	月払保険料(概算)	<ご注意> ※保険料は年齢に関係なく一律です。 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。また、配当を加味した保険料は「参考」です。 ※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ※配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。 ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。 ※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。 ※グループ生命保険は、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品で、一定の条件を満たすことにより成立・更新する制度(商品)です。そのため、(当社)所定の条件を満たさない場合には、今後ご契約の成立・継続等がなくなる場合があります。詳細については、企業・団体または引受保険会社までご確認ください。	
	オプション	有無	無
	保障対象	-	
	2022年度からの変更点	●配偶者の加入資格(年齢)について(理由)民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)の施行に伴う変更 【変更後】満18歳を超え 【変更前】満17歳6カ月を超え	

2.グループ生命保険の仕組みについて

ごぞんじですか?
団体保険

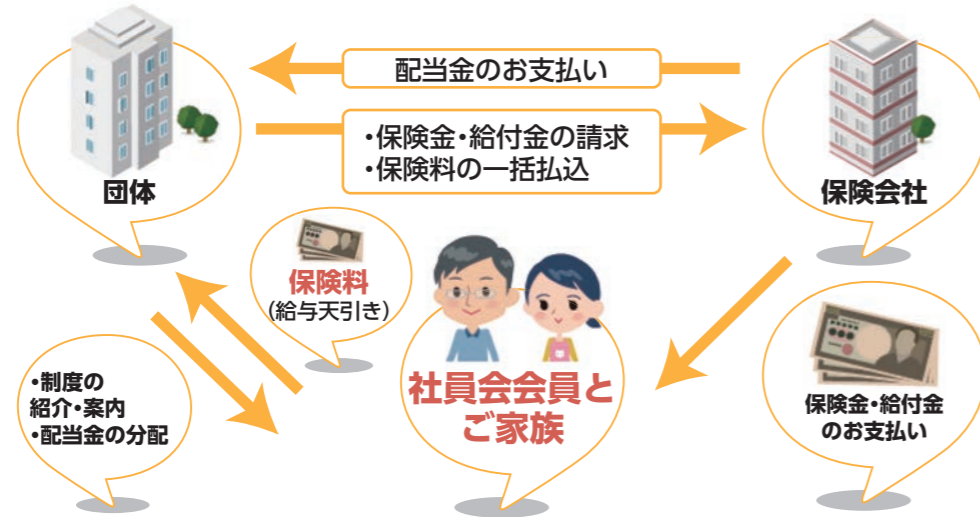
団体保険は、**社員会会員のみなさまが安心して働けるようサポートする福利厚生制度です。**

団体保険は**助け合いの制度です**

団体保険は、**日本NCR株式会社社員会が契約者となって団体に加入するからこそそのメリットがあります。**

団体保険の仕組み

団体保険は、社員会員のみなさまに安心して働きつづけていただけるように、社員会員のみなさまが保険料を負担し任意で加入する保険です。ご自身はもちろん、ご家族も加入いただけます。



団体保険の特長

保険料の手頃さ

スケールメリットが働き、お手頃になります。

1年ごとに安心確認

保険は定期的に確認するもの。毎年1回、団体からパンフレットを案内し、加入・更新内容のご確認をします。

医師の診査が不要

新規加入や保障内容の見直しの際に、医師による診査は不要。ご自身で加入するよりも簡単な告知で手間がかかりません。

嬉しい配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を還付します。

お問い合わせのご相談は

明治安田生命保険相互会社

総合法人第一部 国際法人営業部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL:03-6259-0012 FAX:03-6259-0050

三大疾病克服サポートプラス

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 団体扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

1.商品概要

※詳しくはパンフレットをご参照ください。

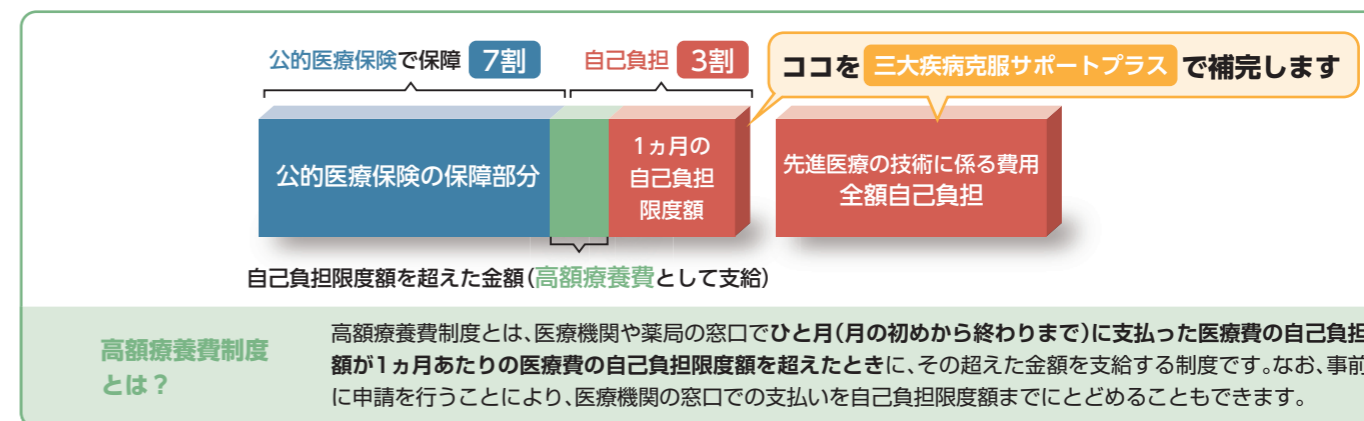
基本セット	保障対象	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の悪性新生物(がん)の確定診断 ・急性心筋梗塞/脳卒中による所定の状態 ・急性心筋梗塞/脳卒中の所定の手術 ・死亡/所定の高度障害時(病気、ケガ) 																																																																																		
	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)を保障 ・死亡・高度障害のとき、死亡・高度障害保険金をお支払い ・ご加入後、余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求が可能 ・保険金の受取は一時金/年金の選択可 																																																																																		
	加入資格(年齢)	<ul style="list-style-type: none"> ●2023年8月1日現在の年齢 【本人】 満15歳6か月を超え満60歳6か月までの方(継続の場合は、満65歳6か月までの方) 【配偶者】 満18歳を超え、満60歳6か月までの方(継続の場合は、満65歳6か月までの方) 																																																																																		
	月払保険料(概算)	<p>主契約 保険金額の違いにより、男女別に下記3種類あります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="3">男性</th> <th colspan="3">女性</th> </tr> <tr> <th>100万円</th> <th>200万円</th> <th>300万円</th> <th>100万円</th> <th>200万円</th> <th>300万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16~20歳</td> <td>178円</td> <td>356円</td> <td>534円</td> <td>153円</td> <td>306円</td> <td>459円</td> </tr> <tr> <td>21~25歳</td> <td>229円</td> <td>458円</td> <td>687円</td> <td>178円</td> <td>356円</td> <td>534円</td> </tr> <tr> <td>26~30歳</td> <td>234円</td> <td>468円</td> <td>702円</td> <td>219円</td> <td>438円</td> <td>657円</td> </tr> <tr> <td>31~35歳</td> <td>283円</td> <td>566円</td> <td>849円</td> <td>301円</td> <td>602円</td> <td>903円</td> </tr> <tr> <td>36~40歳</td> <td>374円</td> <td>748円</td> <td>1,122円</td> <td>430円</td> <td>860円</td> <td>1,290円</td> </tr> <tr> <td>41~45歳</td> <td>508円</td> <td>1,016円</td> <td>1,524円</td> <td>616円</td> <td>1,232円</td> <td>1,848円</td> </tr> <tr> <td>46~50歳</td> <td>831円</td> <td>1,662円</td> <td>2,493円</td> <td>770円</td> <td>1,540円</td> <td>2,310円</td> </tr> <tr> <td>51~55歳</td> <td>1,362円</td> <td>2,724円</td> <td>4,086円</td> <td>999円</td> <td>1,998円</td> <td>2,997円</td> </tr> <tr> <td>56~60歳</td> <td>2,118円</td> <td>4,236円</td> <td>6,354円</td> <td>1,225円</td> <td>2,450円</td> <td>3,675円</td> </tr> <tr> <td>61~65歳</td> <td>3,287円</td> <td>6,574円</td> <td>9,861円</td> <td>1,728円</td> <td>3,456円</td> <td>5,184円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢40歳=2023年8月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで</p> <p>※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。</p> <p>※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。</p>	年齢	男性			女性			100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円	16~20歳	178円	356円	534円	153円	306円	459円	21~25歳	229円	458円	687円	178円	356円	534円	26~30歳	234円	468円	702円	219円	438円	657円	31~35歳	283円	566円	849円	301円	602円	903円	36~40歳	374円	748円	1,122円	430円	860円	1,290円	41~45歳	508円	1,016円	1,524円	616円	1,232円	1,848円	46~50歳	831円	1,662円	2,493円	770円	1,540円	2,310円	51~55歳	1,362円	2,724円	4,086円	999円	1,998円	2,997円	56~60歳	2,118円	4,236円	6,354円	1,225円	2,450円	3,675円	61~65歳	3,287円	6,574円	9,861円	1,728円	3,456円
年齢	男性			女性																																																																																
	100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円																																																																														
16~20歳	178円	356円	534円	153円	306円	459円																																																																														
21~25歳	229円	458円	687円	178円	356円	534円																																																																														
26~30歳	234円	468円	702円	219円	438円	657円																																																																														
31~35歳	283円	566円	849円	301円	602円	903円																																																																														
36~40歳	374円	748円	1,122円	430円	860円	1,290円																																																																														
41~45歳	508円	1,016円	1,524円	616円	1,232円	1,848円																																																																														
46~50歳	831円	1,662円	2,493円	770円	1,540円	2,310円																																																																														
51~55歳	1,362円	2,724円	4,086円	999円	1,998円	2,997円																																																																														
56~60歳	2,118円	4,236円	6,354円	1,225円	2,450円	3,675円																																																																														
61~65歳	3,287円	6,574円	9,861円	1,728円	3,456円	5,184円																																																																														

オプション	有無	有
	保障対象	<p>オプション1(7大疾病保障特約):主契約の特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変)を保障</p> <p>オプション2(がん・上皮内新生物保障特約):主契約で保障する悪性新生物(がん)に加えて、上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がんを保障</p>
2022年度からの変更点		●配偶者の加入資格(年齢)について(理由)民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)の施行に伴う変更 【変更後】満18歳を超え 【変更前】満15歳6か月を超え

■こんなときにお役に立ちます。

がんなど重い病気への備え

がんなど重い病気ときは、**公的医療保険**や**高額療養費制度**ではカバーできない費用(公的医療保険の給付対象とならない先進医療の技術に係る費用)が必要になる場合があります。



(ご参考)

主契約およびオプション1・2の月払保険料(概算)

本人・配偶者	男性											
		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	保険金額	100万円	50万円	10万円		200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円
	年齢	保険料			合計保険料	保険料			合計保険料	保険料		
16～20歳	178円	65円	13円	256円	356円	130円	26円	512円	534円	195円	39円	768円
21～25歳	229円	70円	13円	312円	458円	140円	26円	624円	687円	210円	39円	936円
26～30歳	234円	80円	14円	328円	468円	160円	28円	656円	702円	240円	42円	984円
31～35歳	283円	105円	16円	404円	566円	210円	32円	808円	849円	315円	48円	1,212円
36～40歳	374円	135円	20円	529円	748円	270円	40円	1,058円	1,122円	405円	60円	1,587円
41～45歳	508円	195円	30円	733円	1,016円	390円	60円	1,466円	1,524円	585円	90円	2,199円
46～50歳	831円	340円	47円	1,218円	1,662円	680円	94円	2,436円	2,493円	1,020円	141円	3,654円
51～55歳	1,362円	540円	72円	1,974円	2,724円	1,080円	144円	3,948円	4,086円	1,620円	216円	5,922円
56～60歳	2,118円	920円	124円	3,162円	4,236円	1,840円	248円	6,324円	6,354円	2,760円	372円	9,486円
61～65歳	3,287円	1,465円	227円	4,979円	6,574円	2,930円	454円	9,958円	9,861円	4,395円	681円	14,937円

本人・配偶者	女性											
		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	保険金額	100万円	50万円	10万円		200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円
	年齢	保険料			合計保険料	保険料			合計保険料	保険料		
16～20歳	153円	65円	15円	233円	306円	130円	30円	466円	459円	195円	45円	699円
21～25歳	178円	75円	25円	278円	356円	150円	50円	556円	534円	225円	75円	834円
26～30歳	219円	100円	32円	351円	438円	200円	64円	702円	657円	300円	96円	1,053円
31～35歳	301円	145円	45円	491円	602円	290円	90円	982円	903円	435円	135円	1,473円
36～40歳	430円	220円	61円	711円	860円	440円	122円	1,422円	1,290円	660円	183円	2,133円
41～45歳	616円	365円	80円	1,061円	1,232円	730円	160円	2,122円	1,848円	1,095円	240円	3,183円
46～50歳	770円	475円	100円	1,345円	1,540円	950円	200円	2,690円	2,310円	1,425円	300円	4,035円
51～55歳	999円	605円	103円	1,707円	1,998円	1,210円	206円	3,414円	2,997円	1,815円	309円	5,121円
56～60歳	1,225円	805円	119円	2,149円	2,450円	1,610円	238円	4,298円	3,675円	2,415円	357円	6,447円
61～65歳	1,728円	955円	161円	2,844円	3,456円	1,910円	322円	5,688円	5,184円	2,865円	483円	8,532円

(注)上表に記載の年齢・保険料に関する留意事項は、「基本セット」の「月払保険料(概算)」に案内しております[*]部分と同じご案内となります。

※7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。

※7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。

※特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(II型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

お問い合わせのご相談は

明治安田生命保険相互会社

総合法人第一部 国際法人営業部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL:03-6259-0012 FAX:03-6259-0050

休職補償サポート

(天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

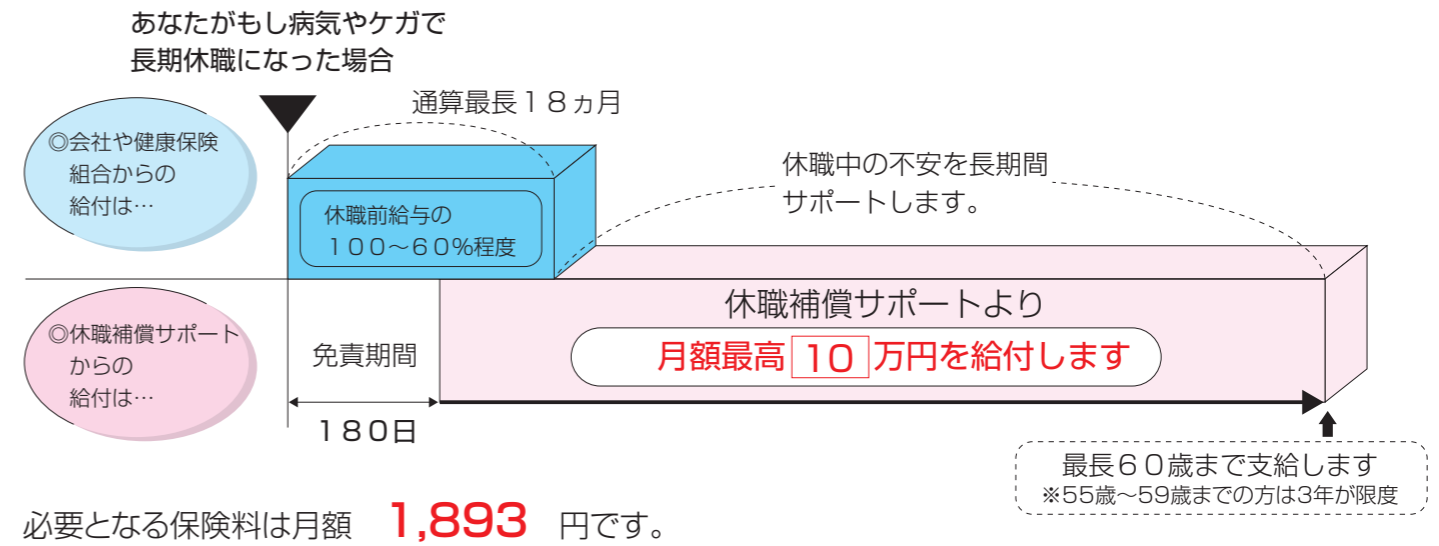
1.商品概要

※詳しくはパンフレットをご参照ください。

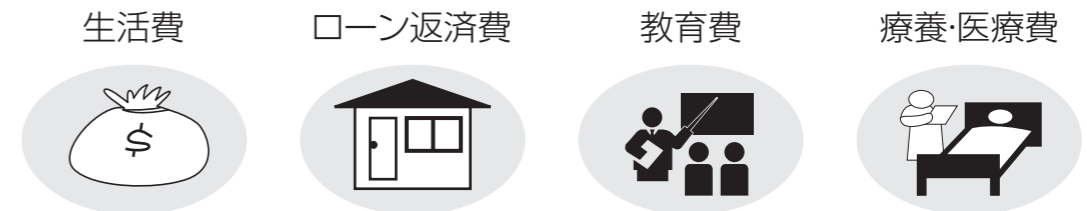
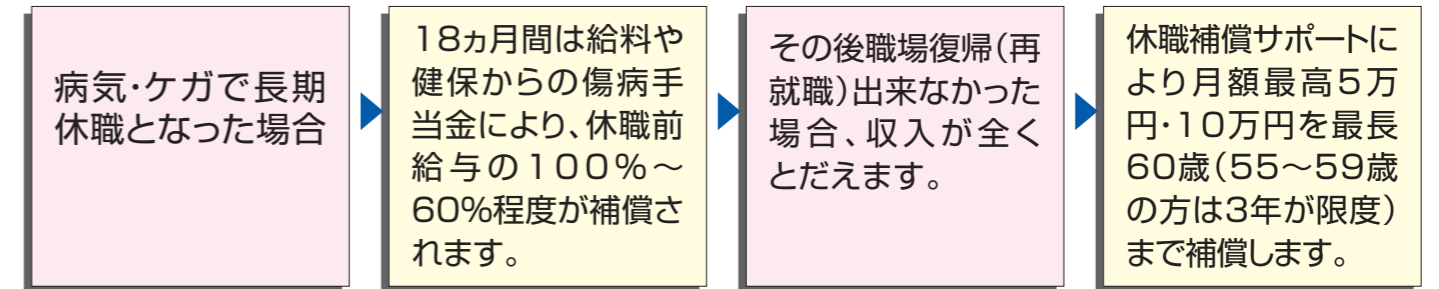
基本セット	補償対象	医師の指示に基づく休職(病気・ケガ)																																																											
	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・180日間(免責期間)を超えて、就業障害が続く場合に保険金お支払い開始 ・保険金お支払い期間は最長60歳まで (但し、契約年齢が55~59歳の方は3年を限度として保険金お支払い) ・ケガや病気で働けなくなった時の、収入ダウンをカバー ・保険金のお支払いがあっても、翌年も継続可能 																																																											
	加入資格(年齢)	●2023年8月1日現在の満年齢 【本人のみ】 18歳以上満59歳以下																																																											
	月払保険料(概算)	保険金額の違いにより、男女別下記2種類あります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">満年齢</th> <th rowspan="2">免責期間</th> <th rowspan="2">補償対象期間</th> <th colspan="2">保険金月額10万円(10コース)</th> <th colspan="2">保険金月額5万円(5コース)</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18~24歳</td> <td rowspan="7">180日</td> <td rowspan="6">60歳</td> <td>997円</td> <td>665円</td> <td>498円</td> <td>332円</td> </tr> <tr> <td>25~29歳</td> <td>1,027円</td> <td>856円</td> <td>514円</td> <td>428円</td> </tr> <tr> <td>30~34歳</td> <td>1,098円</td> <td>1,128円</td> <td>549円</td> <td>564円</td> </tr> <tr> <td>35~39歳</td> <td>1,309円</td> <td>1,611円</td> <td>655円</td> <td>806円</td> </tr> <tr> <td>40~44歳</td> <td>1,893円</td> <td>2,497円</td> <td>947円</td> <td>1,249円</td> </tr> <tr> <td>45~49歳</td> <td>2,578円</td> <td>3,343円</td> <td>1,289円</td> <td>1,672円</td> </tr> <tr> <td>50~54歳</td> <td>3,132円</td> <td>3,736円</td> <td>1,566円</td> <td>1,868円</td> </tr> <tr> <td>55~59歳</td> <td></td> <td>3年</td> <td>2,930円</td> <td>3,102円</td> <td>1,465円</td> <td>1,551円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。 ※契約時年齢が55歳~59歳の方の補償対象期間は3年となります。 ※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。</p>						満年齢	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(10コース)		保険金月額5万円(5コース)		男性	女性	男性	女性	18~24歳	180日	60歳	997円	665円	498円	332円	25~29歳	1,027円	856円	514円	428円	30~34歳	1,098円	1,128円	549円	564円	35~39歳	1,309円	1,611円	655円	806円	40~44歳	1,893円	2,497円	947円	1,249円	45~49歳	2,578円	3,343円	1,289円	1,672円	50~54歳	3,132円	3,736円	1,566円	1,868円	55~59歳		3年	2,930円	3,102円	1,465円
満年齢	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(10コース)		保険金月額5万円(5コース)																																																								
			男性	女性	男性	女性																																																							
18~24歳	180日	60歳	997円	665円	498円	332円																																																							
25~29歳			1,027円	856円	514円	428円																																																							
30~34歳			1,098円	1,128円	549円	564円																																																							
35~39歳			1,309円	1,611円	655円	806円																																																							
40~44歳			1,893円	2,497円	947円	1,249円																																																							
45~49歳			2,578円	3,343円	1,289円	1,672円																																																							
50~54歳		3,132円	3,736円	1,566円	1,868円																																																								
55~59歳		3年	2,930円	3,102円	1,465円	1,551円																																																							
オプション	有無	無																																																											
	補償対象	-																																																											
2022年度からの変更点		無																																																											

2.補償内容のイメージ

44歳男性「保険金月額10万円(10コース)」加入の場合



■こんなときにお役に立ちます。



待ってはくれない長期療養でも止まらない支出

お問い合わせのご相談は (取扱代理店)

明治安田生命保険相互会社

総合法人第一部 国際法人営業部
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
 TEL:03-6259-0012 FAX:03-6259-0050

株式会社集成社

担当: 伊東・林
 〒141-0022 東京都品川区東五反田5-25-18
 TEL:03-3442-0411 FAX:03-3442-0410

新医療保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

※詳しくはパンフレットをご参照ください。

1.商品概要

基本セット	補償対象	死亡時(ケガ、病気)、入院時(ケガ、病気)、手術時(ケガ、病気)、放射線治療(病気)、通院時(ケガ、病気)、後遺障害(ケガ) ※補償される内容はご加入のセットにより異なります。																																																																																																																													
	特長	・入院は1日目からの補償 ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償																																																																																																																													
	加入資格(年齢)	新規加入:満69才まで(継続時満79才まで継続可能) ※ご家族は生後15日から ※保険始期日時点の満年齢です。																																																																																																																													
	月払保険料	死亡、入院、通院等の補償の違いにより下記3種類のセットがあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">セット名</th> <th colspan="2">Aセット</th> <th colspan="2">Dセット</th> <th colspan="2">Nセット</th> </tr> <tr> <th>1口</th> <th>2口</th> <th>1口</th> <th>2口</th> <th>1口</th> <th>2口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後15日~4才</td> <td>2,220円</td> <td>—</td> <td>1,280円</td> <td>2,560円</td> <td>1,200円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>5~9才</td> <td>1,980円</td> <td>—</td> <td>1,060円</td> <td>2,120円</td> <td>1,120円</td> <td>2,240円</td> </tr> <tr> <td>10~14才</td> <td>1,700円</td> <td>—</td> <td>800円</td> <td>1,600円</td> <td>960円</td> <td>1,920円</td> </tr> <tr> <td>15~19才</td> <td>1,730円</td> <td>3,460円</td> <td>830円</td> <td>1,660円</td> <td>970円</td> <td>1,940円</td> </tr> <tr> <td>20~24才</td> <td>1,910円</td> <td>3,820円</td> <td>990円</td> <td>1,980円</td> <td>1,070円</td> <td>2,140円</td> </tr> <tr> <td>25~29才</td> <td>2,160円</td> <td>4,320円</td> <td>1,220円</td> <td>2,440円</td> <td>1,200円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>30~34才</td> <td>2,400円</td> <td>4,800円</td> <td>1,430円</td> <td>2,860円</td> <td>1,330円</td> <td>2,660円</td> </tr> <tr> <td>35~39才</td> <td>2,510円</td> <td>5,020円</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> <td>1,370円</td> <td>2,740円</td> </tr> <tr> <td>40~44才</td> <td>2,630円</td> <td>5,260円</td> <td>1,570円</td> <td>3,140円</td> <td>1,400円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>45~49才</td> <td>3,070円</td> <td>6,140円</td> <td>1,940円</td> <td>3,880円</td> <td>1,580円</td> <td>3,160円</td> </tr> <tr> <td>50~54才</td> <td>3,810円</td> <td>7,620円</td> <td>2,550円</td> <td>5,100円</td> <td>1,880円</td> <td>3,760円</td> </tr> <tr> <td>55~59才</td> <td>4,890円</td> <td>9,780円</td> <td>3,500円</td> <td>7,000円</td> <td>2,330円</td> <td>4,660円</td> </tr> <tr> <td>60~64才</td> <td>6,670円</td> <td>13,340円</td> <td>5,040円</td> <td>10,080円</td> <td>3,060円</td> <td>6,120円</td> </tr> <tr> <td>65~69才</td> <td>9,700円</td> <td>19,400円</td> <td>7,700円</td> <td>15,400円</td> <td>4,300円</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>70~74才</td> <td>14,060円</td> <td>28,120円</td> <td>11,390円</td> <td>22,780円</td> <td>6,040円</td> <td>12,080円</td> </tr> <tr> <td>75~79才</td> <td>23,170円</td> <td>46,340円</td> <td>19,220円</td> <td>38,440円</td> <td>9,420円</td> <td>18,840円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15才未満の方はAセットのご加入は1口までとなります。</p>	セット名	Aセット		Dセット		Nセット		1口	2口	1口	2口	1口	2口	生後15日~4才	2,220円	—	1,280円	2,560円	1,200円	2,400円	5~9才	1,980円	—	1,060円	2,120円	1,120円	2,240円	10~14才	1,700円	—	800円	1,600円	960円	1,920円	15~19才	1,730円	3,460円	830円	1,660円	970円	1,940円	20~24才	1,910円	3,820円	990円	1,980円	1,070円	2,140円	25~29才	2,160円	4,320円	1,220円	2,440円	1,200円	2,400円	30~34才	2,400円	4,800円	1,430円	2,860円	1,330円	2,660円	35~39才	2,510円	5,020円	1,500円	3,000円	1,370円	2,740円	40~44才	2,630円	5,260円	1,570円	3,140円	1,400円	2,800円	45~49才	3,070円	6,140円	1,940円	3,880円	1,580円	3,160円	50~54才	3,810円	7,620円	2,550円	5,100円	1,880円	3,760円	55~59才	4,890円	9,780円	3,500円	7,000円	2,330円	4,660円	60~64才	6,670円	13,340円	5,040円	10,080円	3,060円	6,120円	65~69才	9,700円	19,400円	7,700円	15,400円	4,300円	8,600円	70~74才	14,060円	28,120円	11,390円	22,780円	6,040円	12,080円	75~79才	23,170円	46,340円	19,220円	38,440円	9,420円	18,840円
セット名	Aセット			Dセット		Nセット																																																																																																																									
	1口	2口	1口	2口	1口	2口																																																																																																																									
生後15日~4才	2,220円	—	1,280円	2,560円	1,200円	2,400円																																																																																																																									
5~9才	1,980円	—	1,060円	2,120円	1,120円	2,240円																																																																																																																									
10~14才	1,700円	—	800円	1,600円	960円	1,920円																																																																																																																									
15~19才	1,730円	3,460円	830円	1,660円	970円	1,940円																																																																																																																									
20~24才	1,910円	3,820円	990円	1,980円	1,070円	2,140円																																																																																																																									
25~29才	2,160円	4,320円	1,220円	2,440円	1,200円	2,400円																																																																																																																									
30~34才	2,400円	4,800円	1,430円	2,860円	1,330円	2,660円																																																																																																																									
35~39才	2,510円	5,020円	1,500円	3,000円	1,370円	2,740円																																																																																																																									
40~44才	2,630円	5,260円	1,570円	3,140円	1,400円	2,800円																																																																																																																									
45~49才	3,070円	6,140円	1,940円	3,880円	1,580円	3,160円																																																																																																																									
50~54才	3,810円	7,620円	2,550円	5,100円	1,880円	3,760円																																																																																																																									
55~59才	4,890円	9,780円	3,500円	7,000円	2,330円	4,660円																																																																																																																									
60~64才	6,670円	13,340円	5,040円	10,080円	3,060円	6,120円																																																																																																																									
65~69才	9,700円	19,400円	7,700円	15,400円	4,300円	8,600円																																																																																																																									
70~74才	14,060円	28,120円	11,390円	22,780円	6,040円	12,080円																																																																																																																									
75~79才	23,170円	46,340円	19,220円	38,440円	9,420円	18,840円																																																																																																																									
オプション	有無	有																																																																																																																													
	補償対象	特定疾患による入院、先進医療受療、三大疾病診断時、携行品損害、偶然な事故時の損害賠償、介護																																																																																																																													
	2022年度からの変更点	無																																																																																																																													

2.基本セット内容

セット名		Aセット	Dセット	Nセット
死亡	ケガ (傷害死亡保険金額+葬祭費用保険金額)	150万円	150万円	100万円
	病気 (葬祭費用保険金額)	50万円	50万円	—
入院 (病気・ケガ) (傷害入院保険金日額・疾病入院保険金日額)	成人病(生活習慣病)以外の場合 日額 5,000円	成人病(生活習慣病)以外の場合 日額 5,000円	成人病(生活習慣病)の場合 日額 10,000円	成人病(生活習慣病)の場合 日額 3,000円
	成人病(生活習慣病)の場合 日額 10,000円	成人病(生活習慣病)の場合 日額 10,000円		
手術	ケガ (傷害手術保険金)	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍 (注)A、Dセットの場合、成人病(生活習慣病)のときでも疾病入院保険金日額は5,000円で計算します。		
	病気 (疾病手術保険金)	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍 (注)A、Dセットの場合、成人病(生活習慣病)のときでも疾病入院保険金日額は5,000円で計算します。		
	放射線治療 (病気) (疾病放射線治療保険金)	疾病入院保険金日額の10倍		
通院 (病気・ケガ) (傷害通院保険金日額・疾病通院保険金日額)	日額 3,000円	—	日額 1,500円	
後遺障害 (ケガ) (傷害後遺障害保険金)	後遺障害の程度に応じて 4万円~100万円※ ※傷害死亡・後遺障害保険金額は100万円			

例えば、こんなときお役に立ちます。

病気 (入院・入院前後の通院) 	ケガ (入院・通院) 	病気・ケガ (入院中の手術) 	病気 (放射線治療) 
--	---	---	---

団体傷害保険

団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型)

※詳しくはパンフレットをご参照ください。

1.商品概要

基本セット	補償対象	死亡・後遺障害時、入院時、手術時、通院時(全てケガに対する補償)																					
	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・入院は1日目からの補償 ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償 ・ご家族の補償をまとめたセット(家族型)も選択可能 ・オプション(疾病特約)をプラスすることで病気も補償 																					
	加入資格(年齢)	制限無し(疾病特約は継続時満69才まで継続可能) ※ご家族の疾病特約は生後15日から ※保険始期日時点の満年齢です。																					
	月払保険料	保険金額の違いにより、個人型(一人に対して)と家族型(家族に対して)の各々に下記種類のセットがあります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;">15%割引後</div> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>①個人型</th> <th>セット名</th> <th>Aセット</th> <th>Bセット</th> <th>Cセット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払保険料</td> <td></td> <td>1,220円</td> <td>2,230円</td> <td>3,310円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>②家族型</th> <th>セット名</th> <th>Dセット</th> <th>Eセット</th> <th>Fセット</th> <th>Gセット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払保険料</td> <td></td> <td>1,600円</td> <td>2,870円</td> <td>4,160円</td> <td>6,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職種により保険料が異なる場合があります。</p>	①個人型	セット名	Aセット	Bセット	Cセット	月払保険料		1,220円	2,230円	3,310円	②家族型	セット名	Dセット	Eセット	Fセット	Gセット	月払保険料		1,600円	2,870円	4,160円
①個人型	セット名	Aセット	Bセット	Cセット																			
月払保険料		1,220円	2,230円	3,310円																			
②家族型	セット名	Dセット	Eセット	Fセット	Gセット																		
月払保険料		1,600円	2,870円	4,160円	6,540円																		
オプション	有無	有																					
	補償対象	携行品損害、偶然な事故時の損害賠償：①個人型②家族型 病気(入院時、手術時、放射線治療、通院時)：①個人型のみ																					
	2022年度からの変更点	無																					

2.基本セット内容





①個人型

セット名		Aセット	Bセット	Cセット
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	330万円	485万円	670万円
	傷害入院保険金日額	3,500円	7,000円	9,000円
	傷害通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,500円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍		
月払保険料		1,220円	2,230円	3,310円

②家族型

セット名		Dセット	Eセット	Fセット	Gセット	
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	165万円	180万円	210万円	230万円	
	傷害入院保険金日額	2,000円	3,500円	5,500円	8,000円	
	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,500円	
	傷害死亡・後遺障害保険金額	40万円	80万円	100万円	120万円	
	傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円	5,000円	7,000円	
	傷害通院保険金日額	800円	1,500円	2,500円	4,500円	
	傷害死亡・後遺障害保険金額	40万円	80万円	100万円	120万円	
	傷害入院保険金日額	1,500円	2,800円	4,100円	5,000円	
	傷害通院保険金日額	800円	1,500円	2,000円	3,500円	
	傷害手術保険金	本人・配偶者・親族	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍			
	月払保険料		1,600円	2,870円	4,160円	6,540円

■例えば、こんなときお役に立ちます。

 <p>傷害通院</p> <p>事故によるケガのため通院した</p>	 <p>傷害入院</p> <p>事故によるケガのため入院した</p>	 <p>傷害死亡</p> <p>自動車にはねられて死亡した</p>	 <p>傷害後遺障害</p> <p>仕事中にケガをして後遺障害を被った</p>
---	---	--	--

所得補償保険

※詳しくはパンフレットをご参照ください。

1.商品概要

基本セット	補償対象	医師の指示に基づく休職(ケガ、病気)	
	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金支払期間は最長12か月(免責期間7日間) ・ケガや病気で働けなくなった時の、収入ダウンをカバー 	
	加入資格(年齢)	満15才以上満69才以下	
	月払保険料	1口700円	
オプション	有無	無	
	補償対象	-	
2022年度からの変更点		無	

15%
割引後

2.基本セット内容

月々の保険料は上記月払保険料の口数分です。
職種の違いにより保険金額に下記種類があります。

Aセット:
職種レベル1級(例:事務従事者、販売従事者(営業)等)
Bセット:
職種レベル2級(例:システムエンジニア、カスタマーエンジニア等)

セット名	年齢(才)	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69
A	1口あたり	15.4	10.6	9.4	7.6	6.1	4.8	4.1	3.5	3.3	3.1	2.6
B	月額保険金額	13.3	9.2	8.2	6.6	5.3	4.2	3.5	3.0	2.8	2.7	2.2

■例えば、こんなときお役に立ちます。

病気 (入院・自宅療養) 		
ケガ (入院・自宅療養) 	●交通事故 	●スポーツ中 
	●工作中 	●火災 

お問い合わせ・ご相談は

代理店・扱者

株式会社 集成社
担当: 伊東・林
〒141-0022 東京都品川区東五反田5-25-18
TEL:03-3442-0411 FAX:03-3442-0410

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第二部第三課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:03-3259-6653 FAX:03-3259-7208

このリーフレットは保険の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

積立年金ゆとり (拠出型企業年金保険【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金ゆとりは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。



給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

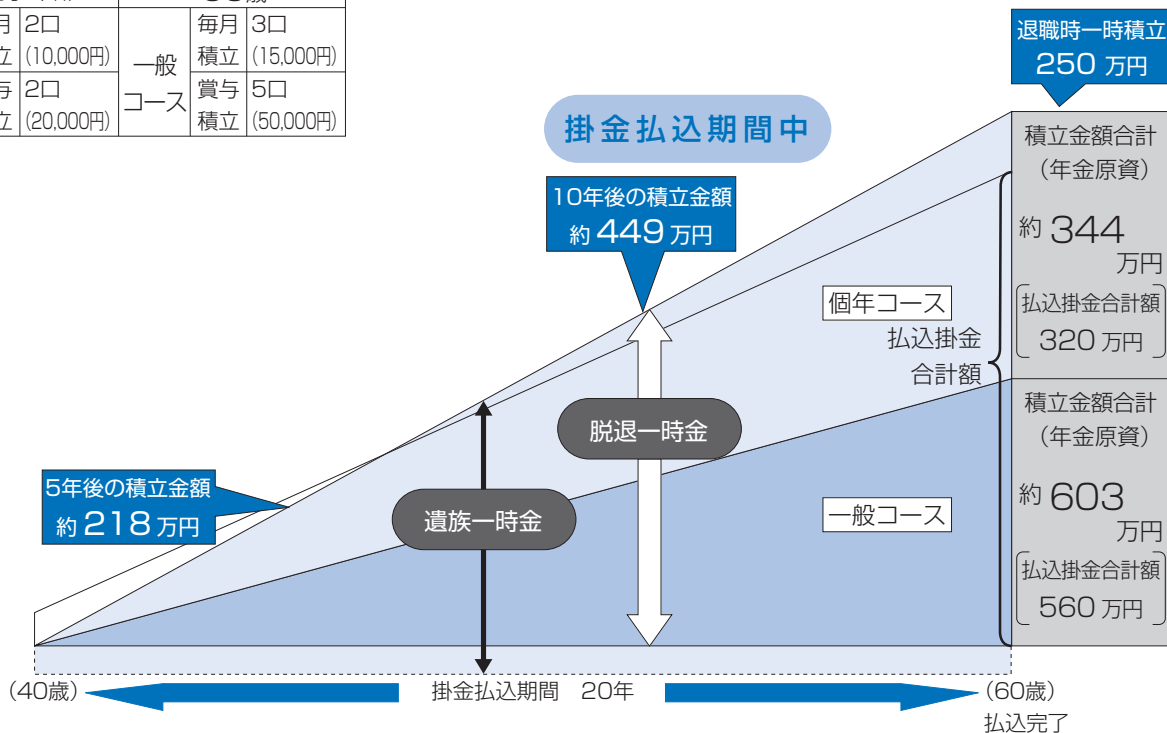
- (1)年間保険料4,570万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の掛金が毎月末日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年1月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。

=ご加入例=			
加入年齢		40歳	
払込完了年齢		60歳	
個年 コース	毎月 積立 (10,000円)	一般 コース	毎月 積立 (15,000円)
	賞与 積立 (20,000円)		賞与 積立 (50,000円)



【制度のお取扱い】

加入資格	〈一般コース〉 加入日(毎年8月1日)に満18歳以上58歳未満の会員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢(60歳)まで2年以上ある方となります。ただし、再雇用された場合は、最長65歳まで継続可能です。 〈個年コース〉 加入日(毎年8月1日)に満18歳以上50歳未満の会員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢(60歳)まで10年以上ある方となります。ただし、再雇用された場合は、最長65歳まで継続可能です。
加入日 (責任開始日)	2023年8月1日から加入となります。
掛金 (各コース共通)	掛金は加入者負担です。払込方法は次の通りです。 ①毎月積立(月払)……………1口 5,000円で1口以上 50口(25万円)まで(毎月の給与から控除:初回8月) ②賞与積立(半年払)……………1口 10,000円で1口以上 100口(100万円)まで(12月と6月の賞与から控除:初回12月) ③一時積立(一時払)……………1口 10,000円で1口以上 1,000口(1,000万円)まで ④退職時一時積立(一時払)……1口 10,000円で1口以上 1,000口(1,000万円)まで ※上記掛金(①②③④各々)は、1口あたり1%の制度運営費を含んでいます。 ※賞与積立、一時積立、退職時一時積立は毎月積立への加入が条件となります。
申込方法	申込は「Web申込システム」でのお手続きとなります。 お手持ちのスマートフォンやPCからログインいただき、必要事項入力の上、お手続きください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、お手続きがない場合も自動更新となります。 (ご留意事項)本更新手続きでの一時積立をご希望されます場合は、別途手続きが必要となりますため、社員会までご連絡ください。
加入口数の 変更等	P.積-4の「掛金払込期間中の変更手続」をご覧ください。
在職中の給付	在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。 ・脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます。) ・死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族に支払われます。) 遺族一時金=脱退一時金+月払保険料の1ヵ月分相当額 ※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。
掛金払込 完了後の選択	【一般コース】 年金・一時金を選択することができます。 【個年コース】 年金・一時金を選択することができます。
配当金	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。
積立金残高の 通知	積立金残高は、毎年一回決算終了後、9月頃明細書が加入者に通知されます。(決算日は8月1日です。)

掛金払込完了後

下記①②から選択

① 年 金	●積立金(年金原資)とその運用によって生じた配当金を年金として受取るものです。
積立年金原資 947万円 +退職時一時積立 250万円 合計年金原資 1,197万円の場合	<div style="text-align: center;"> <p>〈10年確定年金(定額型)の例〉</p> </div>
●右記の例の他に5年(一般コースのみ)、15年、20年確定年金、10年保証期間付終身年金があります。 ●P.積-5の年金給付額試算表を参照してください。	

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、予定利率(2023年1月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

②年金の受取りに代えて、一時金として受取ることも可能です。

年金受給開始後の給付

・年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。

・一般コースの年金受給権取得

掛金払込完了年齢(60歳、再雇用者は65歳)に達した時、または満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。年金は5年の確定年金(定額型)、10年、15年、20年の確定年金(定額型・支払額二段階型)、10年保証期間付終身年金(定額型・支払額二段階型)のいずれも選択可能です。ただし、初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。支払額二段階型年金を選択した場合は、初年度年金月額が2万円未満の場合には、年金選択ができません。

・個年コースの年金受給権取得

掛金払込完了年齢(60歳、再雇用者は65歳)に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。年金は10年、15年、20年の確定年金(定額型・支払額二段階型)と10年保証期間付終身年金(定額型・支払額二段階型)のいずれも選択可能です。ただし、60歳未満で脱退されたときは終身年金のみ選択となります。

①一般コース・個年コース(共通)

- ・年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3カ月分ずつに分けてお支払いします。
- ・確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時積立の積増限度額となります。
- ・加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べ(据え置き)することができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立しておきます。ただし、繰延期間中、掛金の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は減口のお取り扱いができません。

②確定年金

(個年コースは10・15・20年間、一般コースは5・10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。

③保証期間付終身年金

保証期間中(10年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

●減口の取扱い(個年コースは取扱い不可)

払込を継続しながら積立金を払い出すことが随時可能です。詳細はP.積-4の「掛金払込期間中の変更手続」をご覧ください。

ただし、下記の点にご留意ください。

- ・積立金の全額を払い出すこともできますが、加入年数によって払込掛金の合計を下回ることがあります。
- ・減口は1万円単位で申し込んでください。1万円に対する配当金も含めてお支払いします。「給付金請求書」を引受会社が受け付けた後10営業日程度必要となります。(給付金請求書に不備等がない場合)

●更新時の脱退の取扱い

申込書の「申込口数」欄の「毎月積立」「賞与積立」「一時積立」にすべて「0」と記入ください。そのうえで、7月中に「給付金請求書」を社員会宛て提出ください(「給付金請求書」は7月初旬お手元にお配りします)。この場合、8月に脱退一時金が支払われます。

(注)脱退再加入(更新時に一旦それまでの積立金を全て払い出して、更新日から再び積立をを開始すること)は、脱退と新規加入の同時処理が不可能なためできません。

●更新時の中断の取扱い(個年コースは取扱い不可)

・PR時の加入申込書では中断はできませんので、中断する場合は「中断申込書」(社員会備え付け)を提出してください。(P.積-4の「掛金払込期間中の変更手続」もご参照ください。)

- ※加入申込書に「0」口と記入すると脱退となりますのでご注意ください。
- ・現在中断中の方で、更新後も「中断」を継続する方は加入申込書の申込欄に「中断中」と明記のうえ提出してください。

(注)中断後の再開は次年度の更新時に限り可能です。

●一時積立(一時払)の取扱い

・一時積立(一時払)は年2回、8月1日(更新時)と1月1日(1月給与控除)に申込みが可能です。1月1日での一時積立(一時払)を希望する場合は、手続きの都合上お早めに社員会までご連絡ください。

●その他

・50歳以上で脱退の場合は、最大10年間、年金の支払を繰延べることが可能です。(ただし、個年コースは保険料払込期間が10年以上必要です。)退職前に社員会宛てに「給付金請求書」と「印鑑証明書」を提出してください。

掛金払込期間中の給付額試算表

一般コース・個年コース

●毎月積立 1口=5,000円

●賞与積立(12月と6月)1口=10,000円

●一時積立 10口=100,000円の場合

加入期間	払込方法	毎月積立 (月払)		賞与積立 (半年払)		一時積立 (一時払)	
		払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
	年	円	約 円	円	約 円	円	約 円
1		60,000	58,500	20,000	19,490	100,000	98,100
2		120,000	117,590	40,000	39,180	100,000	99,000
3		180,000	177,270	60,000	59,060	100,000	100,000
4		240,000	237,550	80,000	79,150	100,000	101,000
5		300,000	298,440	100,000	99,440	100,000	102,000
6		360,000	359,970	120,000	119,940	100,000	103,100
7		420,000	422,120	140,000	140,650	100,000	104,100
8		480,000	484,930	160,000	161,570	100,000	105,200
9		540,000	548,390	180,000	182,720	100,000	106,200
10		600,000	612,510	200,000	204,080	100,000	107,300
11		660,000	677,310	220,000	225,670	100,000	108,400
12		720,000	742,790	240,000	247,490	100,000	109,500
13		780,000	808,980	260,000	269,540	100,000	110,700
14		840,000	875,860	280,000	291,830	100,000	111,800
15		900,000	943,460	300,000	314,350	100,000	113,000
16		960,000	1,011,780	320,000	337,110	100,000	114,100
17		1,020,000	1,080,830	340,000	360,120	100,000	115,300
18		1,080,000	1,150,620	360,000	383,380	100,000	116,500
19		1,140,000	1,221,160	380,000	406,880	100,000	117,800
20		1,200,000	1,292,460	400,000	430,630	100,000	119,000

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1)年間保険料4,570万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の掛金が毎月末日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年1月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。

掛金払込期間中の変更手続

	変更手続 種類	加入口数の変更		減口	全口中止 (中断)	脱退	
		増口	一部中止				
一般 コース	更新時 (年一回)	毎月積立	○	○	○	○	
		賞与積立	○	○	○	○	
		一時積立			○		○
	随時 (期間の途中)	毎月積立	×	×	○	○	○
		賞与積立	×	×	○	○	○
		一時積立			○		○
個年 コース	更新時 (年一回)	毎月積立	○	○	×	×	○
		賞与積立	○	○	×	×	○
		一時積立			×		○
	随時 (期間の途中)	毎月積立	×	×	×	×	○
		賞与積立	×	×	×	×	○
		一時積立			×		○

加入口数の変更 (増口・一部中止)	年1回のPR期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け8月1日付けで取扱います。加入者は別表の事由がある場合には、お申し出により加入口数の一部について掛金の払込を中止することができます。 ※一部中止については別表を事由とします。
減口及び 全口中止の取扱い (一般コースのみ)	※減口とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。 ※全口中止とは、払込みを中断するもので積立金の払い出しをせず他の積立金同様に継続して運用されます。毎月積立(月払)を全口中止する場合は賞与積立(半年払)も全口中止されます。ただし、全口中止ができるのは3年が限度です。 ※ <u>個年コースでは、減口・全口中止ともにお取り扱いできません。</u> 一般コースでは、加入者は別表の事由がある場合にはお申し出により積立金の払い出し(減口)や掛金の中止をすることができます。

※1払込を中断する場合… 毎月積立分は毎月20日、賞与積立分は上期 4月20日、下期 10月20日(いずれも当日が休日の場合は直前の就業日)までに「中断申込書」(社員会備えつけ)が社員会に到着したものに限り、翌月分給与からまたは賞与控除が中断されます。中断者は次年度以降の更新時から積立てを再開できます。(一般コースのみの取り扱いとなります。)中断は最長3年です。その後は再開できませんので脱退となります。

※2脱退する場合…………… 毎月20日(当日が休日の場合は直前の就業日)までに社員会宛脱退の意思表示をしたものに限り、翌月に脱退一時金が支払われます。社員会宛意思表示をした月で掛金の控除は終わります。なお、脱退一時金の請求をされずに3年経過すると時効となり、以降の積立金に配当は付きません。

※3時効…………… 給付金を請求する権利は、支払事由発生の日から3年経過により消滅します。支払事由発生とは、脱退・中断期間の経過等をいいます。

(○は該当事由)

【別表】	事 由	減 口	中 止	事 由	減 口	中 止
	①災害	○	○	⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○
	②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○	⑥債務の弁済	○	○
	③住宅の取得	○	○	⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合	×	○
	④教育(親族の教育を含む)	○	○			

年金受給中の給付額試算表

積立金(年金原資)1,000万円を年金で受け取った場合

	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金 (男性60歳開始の場合)
給付期間	5年間	10年間	15年間	20年間	終身(ただし、10年間保証付)
基本年金年額	約2,041,270円	約1,052,320円	約723,090円	約558,800円	約502,240円
年金受取額累計	約10,206,350円	約10,523,200円	約10,846,350円	約11,176,000円	保証期間(10年)中の 年金受取額累計 約5,022,400円

(注1)5年確定年金は一般コースのみのお取扱いとなります。10年・15年・20年確定年金、10年保証期間付終身年金については、一般コース・個年コースともに選択が可能です。

(注2)10年保証期間付終身年金では、10年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

(注3)年金は年4回に分けて3月、6月、9月、12月に指定された銀行口座に支払われます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。記載の給付額は、予定利率(2023年1月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

税法上の取扱い

●保険料（保険料は掛金より制度運営費を控除した額）

一般コースのご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。

個年コースのご加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。

●年金

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - 基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額 (見込額)}}$

* 雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

●脱退一時金（拠出型企業年金保険）

一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

一時所得の課税対象額 = (脱退一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1/2（他に一時所得がない場合）

* 所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

●遺族一時金

相続税の対象となります。

ただし受取人が法定相続人の場合『法定相続人数 × 500万円』まで非課税となります。

* 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

個人情報に関する取扱いについて<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

〔引受会社〕 明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 日本生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 住友生命保険相互会社
〔連絡先〕 明治安田生命保険相互会社
総合法人第一部 国際法人営業部 〒100-0005 住所：東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL:03-6259-0012

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご加入の際には、「契約概要・注意喚起情報」を事前にご一読ください。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

積立年金ゆとり(拠出型企業年金保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただけます。

3. 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4. 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

- 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻しません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5. 信用リスク・生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せください。
（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

6. ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
総合法人第一部 国際法人営業部 03-6259-0012

(注) 一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

- この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いただいた保険料全額をそのまま積立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9. ご契約の継続と解約返戻金

- この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。
- 解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

グループ生命保険 (こども特約付年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ生命保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 万一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします

死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】を一時金で受取ることができます。(※)

(※一時金の代わりに年金で受取することもできます。)

グループ生命保険

1 お手頃な保険料で大きな保障!!

本人		
コース	死亡・高度障害保険金 (年金原資)	月払保険料 (概算)
L	100万円	470円
M	200万円	940円
O	300万円	1,410円
P	500万円	2,350円
Q	700万円	3,290円
R	1,000万円	4,700円
S	1,500万円	7,050円
T	2,000万円	9,400円
U	2,500万円	11,750円
V	3,000万円	14,100円
W	3,500万円	16,450円
X	4,000万円	18,800円
Z	5,000万円	23,500円

配偶者	
死亡・高度障害保険金(年金原資)	月払保険料(概算)
100万円	470円
300万円	1,410円
500万円	2,350円
700万円	3,290円
1,000万円	4,700円

こども (一人あたり)	
死亡・高度障害保険金	月払保険料
100万円	70円
200万円	140円
300万円	210円
400万円	280円

2 しかも剰余金があれば配当金還付!!

(ご参考)

配当(2021年度の配当率)
を加味した月払保険料(概算)

約403円
約806円
約1,210円
約2,016円
約2,823円
約4,032円
約6,048円
約8,064円
約10,081円
約12,097円
約14,113円
約16,129円
約20,161円

2021年度の
配当率(実績)
約14.2%

- この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
 - なお、上記配当率は過去の実績を表したものであり、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ※ 三大疾病克服サポートプラスおよび休職補償サポートには、配当金はありません。

配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

〈ご注意〉

- 保険料は年齢に関係なく一律です。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3か月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。また、配当を加味した保険料は「参考」です。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- グループ生命保険は、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品で、一定の条件を満たすことにより成立・更新する制度(商品)です。そのため、(当社)所定の条件を満たさない場合には、今後ご契約の成立・継続等ができなくなる場合があります。詳細については、企業・団体または引受保険会社までご確認ください。

加入資格

- 本人…社員会員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満17歳6カ月を超え、満60歳6カ月までの方(継続の場合は満65歳6カ月までの方)
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満18歳以上満60歳6カ月までの方(継続の場合は満65歳6カ月までの方)
- 子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※増額する場合も上記加入資格によります。

※ご夫婦がともに会員の場合は、それぞれ本人資格で別々にご加入いただくか、またはどちらかが配偶者資格のみでご加入ください(同一人が本人資格と配偶者資格の両方で加入することはできません)。子どもを加入させる場合、ご夫婦どちらか一方でご加入ください。

申込方法

申込は「Web申込システム」でのお手続きとなります。

お手持ちのスマートフォンやPCからログインいただき、必要事項入力のうえ、お手続きください。

継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、お手続きがない場合も自動更新となります。

保険期間

1年間(2023年8月1日～2024年7月31日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

継続加入

一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

※退職後も引き続き加入を希望する方は、次の条件で65歳まで継続加入できます(継続加入を希望される方は、社員会までお申し出ください)。

①本人が継続加入できる最高保険金額は5,000万円です(ただし、在職中に加入していた保険金額が上限となります)。

②配偶者が継続加入できる最高保険金額は1,000万円です(ただし、本人在職中に加入していた保険金額が上限となります)。なお、本人が脱退されると、配偶者も同時に脱退となります。

保険料の払込み

保険料は毎月の給与から控除します(初回は8月給与)。退職後の保険料支払方法は、被保険者の口座引落または社員会への振込みによるものとします。

受取人

●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

税法上のご注意

- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- 本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税です。
- 毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

配 当 金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。

保険金のお支払い

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容について確認する場合があります。
- 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。
・高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害状態とは	<ul style="list-style-type: none"> 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
----------	--

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消となったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 死亡保険金について

- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
 - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2. 高度障害保険金について

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

年金払の取扱い

- ◎年金の種類と型 年金支払期間は、支払請求時にお支払い期間5・10・15・20年の定額型確定年金のなかから選択いただけます。
- ◎配当金 年金支払開始後の配当金は年金の買増しに充てられ、増加年金として基本年金と併せてお支払いします。
- ◎年金受取人 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価を年金受取人の相続人の方にお支払いします。
- ◎年金のお支払い 年金受取人へのお支払いは年2回または4回のいずれかです。年金のお支払日は年金支払月の応当日(1日)です。年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- ◎年金払の対象となる保険金 団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

この制度は生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

[引受生命保険会社] 明治安田生命保険相互会社【事務幹事】
 日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社
 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 第一生命保険株式会社
 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社

ご加入の際には、「契約概要・注意喚起情報」を事前にご一読ください。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ生命保険(こども特約付年金払特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保険内容 保険料	支払事由
グループ生命保険	P.グ-2	P.グ-2	P.グ-1	P.グ-3,グ-4

3. 配当金

グループ生命保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4. 脱退による返戻金

グループ生命保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

5. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、グループ生命保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*) 前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

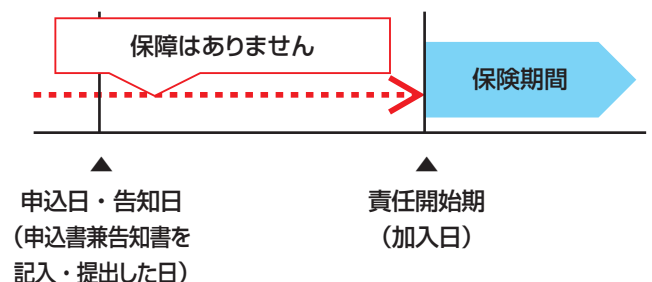
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*) といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*) は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

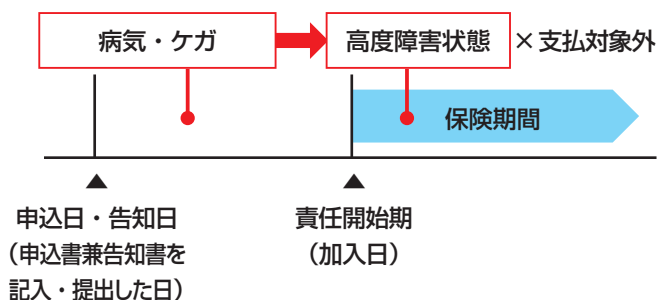


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ生命保険(P. グ-4)

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社(事務幹事会社)
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

三大疾病克服サポートプラス

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病克服サポートプラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として特定疾病保険金をお支払いします。
- 特定疾病に加えて、4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)に対する治療費として7大疾病保険金をお支払いします。(特約付加の場合)
- 主契約で保障する悪性新生物(がん)に加えて、上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がんを保障します。(特約付加の場合)
- 死亡・高度障害のとき、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- ご加入後、余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)
- 医師による診査は不要です。(告知書扱い)
- 団体制度専用商品として手頃な保険料でご加入いただけます。

三大疾病克服サポートプラス

月額保険料

〈保険期間1年、集団扱月払〉

特約への加入は60歳までです。

		男性											
保険金額		100万円				200万円				300万円			
年齢		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
本人・配偶者	16~20歳	178円	65円	13円	256円	356円	130円	26円	512円	534円	195円	39円	768円
	21~25歳	229円	70円	13円	312円	458円	140円	26円	624円	687円	210円	39円	936円
	26~30歳	234円	80円	14円	328円	468円	160円	28円	656円	702円	240円	42円	984円
	31~35歳	283円	105円	16円	404円	566円	210円	32円	808円	849円	315円	48円	1,212円
	36~40歳	374円	135円	20円	529円	748円	270円	40円	1,058円	1,122円	405円	60円	1,587円
	41~45歳	508円	195円	30円	733円	1,016円	390円	60円	1,466円	1,524円	585円	90円	2,199円
	46~50歳	831円	340円	47円	1,218円	1,662円	680円	94円	2,436円	2,493円	1,020円	141円	3,654円
	51~55歳	1,362円	540円	72円	1,974円	2,724円	1,080円	144円	3,948円	4,086円	1,620円	216円	5,922円
	56~60歳	2,118円	920円	124円	3,162円	4,236円	1,840円	248円	6,324円	6,354円	2,760円	372円	9,486円
61~65歳	3,287円	1,465円	227円	4,979円	6,574円	2,930円	454円	9,958円	9,861円	4,395円	681円	14,937円	

		女性											
保険金額		100万円				200万円				300万円			
年齢		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
本人・配偶者	16~20歳	153円	65円	15円	233円	306円	130円	30円	466円	459円	195円	45円	699円
	21~25歳	178円	75円	25円	278円	356円	150円	50円	556円	534円	225円	75円	834円
	26~30歳	219円	100円	32円	351円	438円	200円	64円	702円	657円	300円	96円	1,053円
	31~35歳	301円	145円	45円	491円	602円	290円	90円	982円	903円	435円	135円	1,473円
	36~40歳	430円	220円	61円	711円	860円	440円	122円	1,422円	1,290円	660円	183円	2,133円
	41~45歳	616円	365円	80円	1,061円	1,232円	730円	160円	2,122円	1,848円	1,095円	240円	3,183円
	46~50歳	770円	475円	100円	1,345円	1,540円	950円	200円	2,690円	2,310円	1,425円	300円	4,035円
	51~55歳	999円	605円	103円	1,707円	1,998円	1,210円	206円	3,414円	2,997円	1,815円	309円	5,121円
	56~60歳	1,225円	805円	119円	2,149円	2,450円	1,610円	238円	4,298円	3,675円	2,415円	357円	6,447円
61~65歳	1,728円	955円	161円	2,844円	3,456円	1,910円	322円	5,688円	5,184円	2,865円	483円	8,532円	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2023年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。

記載の保険料は主契約の総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保障内容

本人、配偶者ともに100万円、200万円、300万円の3つのコースから選択できます。

保障区分	保障内容	保険金額		
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	300万円	200万円	100万円
	特定疾病保険金(※1)			
	死亡・所定の高度障害状態のとき			
	死亡・高度障害保険金(※1)			
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	150万円	100万円	50万円
がん・ 上皮内新生物 保障特約	7大疾病保険金(※2)			
	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	30万円	20万円	10万円
	がん・上皮内新生物保険金(※2)			



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

◀リビング・ニーズ特約▶余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◀保障イメージ図▶ 保険金ごとの保障イメージ<お申込金額 300万円の場合>

7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金種類	お支払事由					
	死亡・ 高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内 新生物
		悪性新生物 (がん) ^(注)	急性 心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患 慢性腎不全、肝硬変	
主契約	特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で300万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で150万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(注) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

※7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。

※7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。

※特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(II型)は消滅します。

この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

●被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例*1	
7 大疾病保 険金 ※13	●悪性新生物 (がん)	加入日(*)前を含めてはじめて*2悪性新生物と診断確定*3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した 後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物*4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性 心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、急性心筋梗塞を発病*5し、その疾病により初めて 医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*6が継続し たと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受 けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の 診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的 後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定 の手術*7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の 糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、糖尿病を発病*5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的 なインスリン療法*8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の 高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、高血圧性疾患を発病*5し、その疾病により高血圧性網膜症 *9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が 必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生 検)により診断されたとき*11	
がん・ 上皮内新生物保険金	加入日(*)前を含めてはじめて*12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定*3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過 した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病*5により所定の高度障害状態になられたとき		

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りま。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。

- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

【年金払】 保険金を年金で受取ることも可能です。ただし、指定代理請求者による年金受取りでの請求はお取り扱いできません。

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレットP.三-2～三-6に詳細が記載されています。必ずご確認ください。

加入資格

- 本人…社員会会員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方(継続の場合は満65歳6ヵ月までの方)
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満18歳以上満60歳6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)(継続の場合は満65歳6ヵ月までの方)
- ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

【告知内容】

<p>本人</p> <p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者</p> <p>【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。</p> <p>別表………</p> <p>： がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、</p> <p>： 先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不</p> <p>： 全、子宮筋腫、糖尿病</p>
--

【告知内容】

がん・上皮内新生物保障特約について

当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、**上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。**

【現在までの健康状態】

申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※加入日(*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保 険 期 間

1年間(2023年8月1日~2024年7月31日)で以後毎年更新します。

申 込 方 法

申込は「Web申込システム」でのお手続きとなります。

お手持ちのスマートフォンやPCからログインいただき、必要事項入力の上、お手続きください。

継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、お手続きがない場合も自動更新となります。

保 険 料 の 払 込 み

保険料は毎月の給与から控除します。(初回は8月分から)

自 動 更 新 の 取 扱 い

保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が65歳を超えるとときは、自動更新のお取扱いをしません。

※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保 険 金 の お 支 払 い

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

高 度 障 害 に つ い て

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったとき 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、 <u>終身常に介護を要するとき</u> 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
----------	--

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1.死亡保険金について

- ①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
 - ②契約者の故意によるとき
 - ③死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2.高度障害保険金について

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

受 取 人

- 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の受取人は被保険者となります。

税法上のご注意

- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- 本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税される場合がありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税です。
- 特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

リビング・ニース特約

【保険金のお支払事由について】

- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断される時。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
- 余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断される時」に該当しません。
(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

- ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
- 『死亡保険金額』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
- この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
- ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求めるとした場合や担当医師に確認を求めると場合があります。

【お支払金額について】

- 被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きします。)

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

- つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
 - (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - (2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
 - (3)戦争その他の変乱によるとき
- この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

代理請求特約【Y】

代理請求特約【Y】の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

- 1.被保険者の戸籍上の配偶者
- 2.被保険者の直系血族
- 3.被保険者の兄弟姉妹
- 4.被保険者の3親等内の親族
- 5.次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認められた方に限ります。
 - ア.上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ.被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約【Y】を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約【Y】の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

個人情報に関する取扱いについて<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたとときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

そ の 他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

※この保険には満期保険金はありません。

※この保険には自動振替貸付制度はありません。

※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

明治安田生命までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について | ●解約と返戻金について |
| ●健康状態等の告知義務について | ●契約内容の変更等について |
| ●保険金等をお支払いできない場合について | ●「生命保険契約者保護機構」について |

【お取扱できない事項の例】

- | | |
|------------------------|----------------|
| ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません | ●保険期間の変更はできません |
| ●保険料の払込方法の変更はできません | |

約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと引受会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)に基づき運営します。

ご加入の際には、「契約概要・注意喚起情報」を事前にご一読ください。

引受会社 明治安田生命保険相互会社
 総合法人第一部 国際法人営業部
 住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
 TEL：03-6259-0012

MY-A-23-特疾-002438

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

三大疾病克服サポートプラス

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保険内容 保険料	支払事由
三大疾病克服サポートプラス	P.三-4、 三-5	P.三-5	P.三-1、 三-2	P.三-2、 三-3、 三-6

3. 配当金

三大疾病克服サポートプラスは、配当金はありません。

4. 脱退による返戻金

三大疾病克服サポートプラスは、脱退(解約)による返戻金はありません。

5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

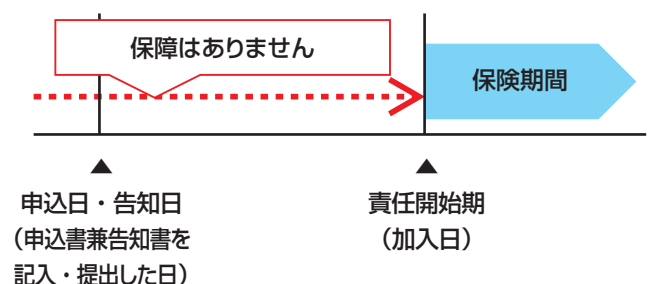
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

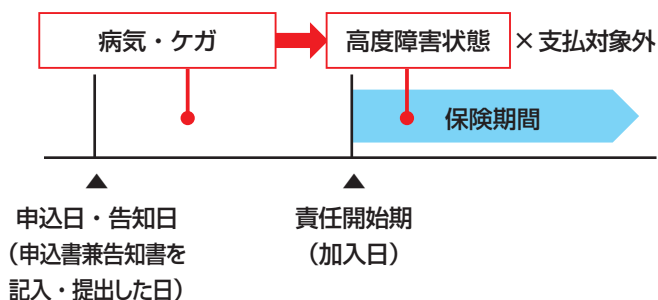


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 三大疾病克服サポートプラスについて、責任開始期(加入日*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
三大疾病克服サポートプラス(P. 三-2、三-3、三-6)

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社(事務幹事会社)
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 三大疾病克服サポートプラスについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

休職補償サポートの給付内容と保険料

意向確認【ご加入前のご確認】

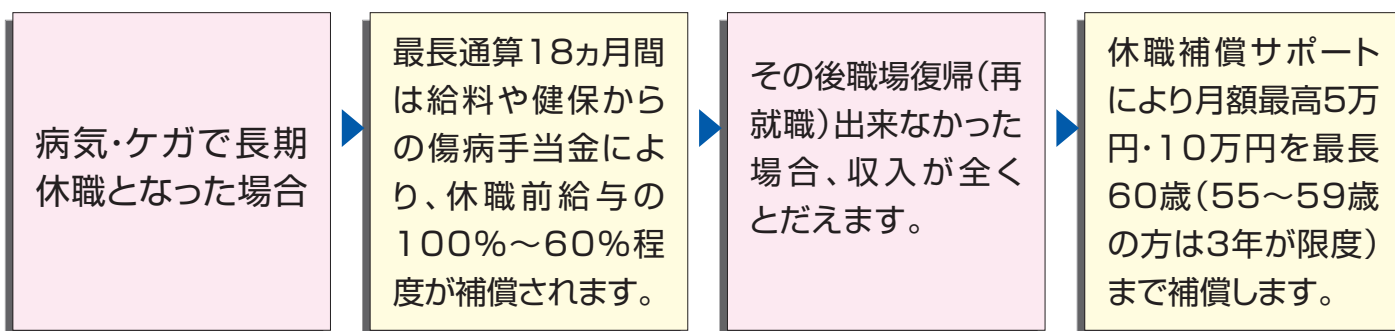
休職補償サポートは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

<天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】>

休職になったら住宅ローンはどうしよう？

制度の趣旨



生活費



ローン返済費



教育費



療養・医療費

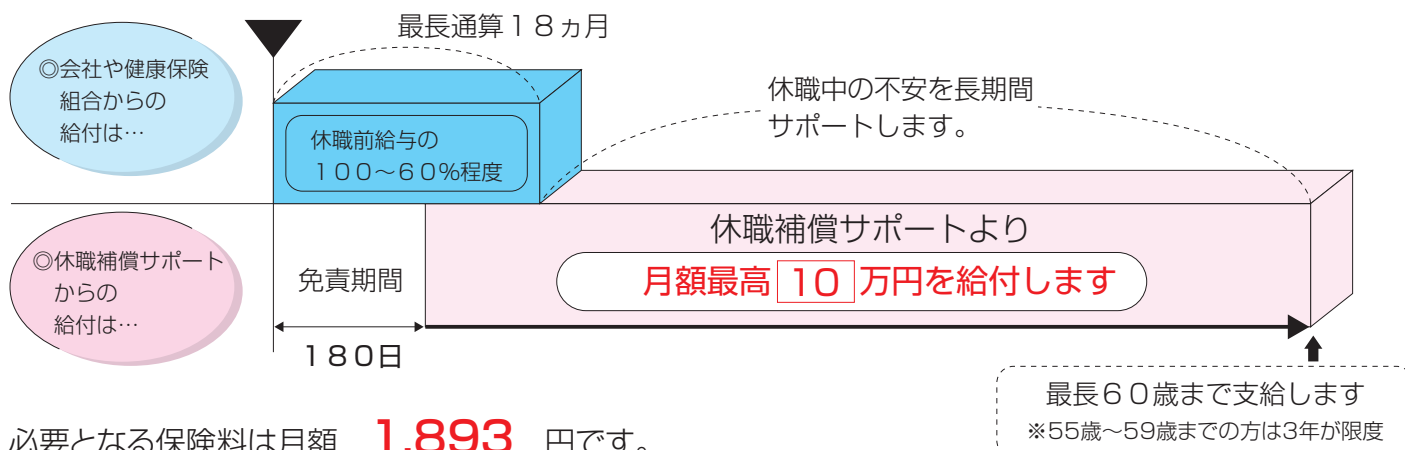


待ってはくれない長期療養でも止まらない支出

給付内容

- 病気やケガにより免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。
44歳男性「保険金月額10万円(10コース)」加入の場合

あなたがもし病気やケガで
長期休職になった場合



必要となる保険料は月額 **1,893** 円です。

休職補償サポートの月額保険料

満年齢	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円 (10コース)		保険金月額5万円 (5コース)	
			男性	女性	男性	女性
18～24歳	180日	60歳	997円	665円	498円	332円
25～29歳			1,027円	856円	514円	428円
30～34歳			1,098円	1,128円	549円	564円
35～39歳			1,309円	1,611円	655円	806円
40～44歳			1,893円	2,497円	947円	1,249円
45～49歳			2,578円	3,343円	1,289円	1,672円
50～54歳			3,132円	3,736円	1,566円	1,868円
55～59歳		3年	2,930円	3,102円	1,465円	1,551円

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※契約時年齢が55歳～59歳の方の補償対象期間は3年となります。

※年齢は2023年8月1日現在の満年齢です。

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※保険料は毎月の給与から控除します。(初回は8月分給与から)

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いができない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】・保険期間中のコース変更(増額・減額等)・保険期間の変更・保険料の払込方法の変更など

※この制度には、配当金および解約返戻金はありません。

保険期間	1年間(2023年8月1日～2024年7月31日)で、以降毎年更新します。
申込方法	申込は「Web申込システム」でのお手続きとなります。 お手持ちのスマートフォンやPCからログインいただき、必要事項入力の上、お手続きください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、お手続きがない場合も自動更新となります。
税法上の取扱い	保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。 所得補償保険金は非課税です。※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、

ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

<p>加入資格</p>	<p>本人…満18歳以上満59歳以下(2023年8月1日現在)の日本NCR株式会社社員会会員本人で、申込書記載の告知内容に該当する方。</p> <p>【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。 ※ 日本NCR株式会社社員会会員本人以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。 ※ 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。</p>
<p>継続加入の取扱い</p>	<p>いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。</p>
<p>保険金のお支払い</p>	<p>1. 保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。</p> <p>2. 就業障害が続いた場合、免責期間終了後(181日目)から満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、181日目から3年が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は、前の就業障害と同一とみなします。</p> <p>●就業障害とは下記の状態をいいます</p> <p>1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合</p> <p>(イ) その身体障害の治療のため入院していること (ロ) (イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合 (ハ) (イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</p> <p>2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、『保険金月額』×『所得喪失率』をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、『平均月間所得額』×『所得喪失率』のお支払いとなります。(注)</p> <p>また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。</p> <p>なお、所得喪失率は</p> $1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ <p>で算出されます。</p> <p>病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。</p> <p>初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になった時を除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 (注) 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>

保険金のお支払い

●保険金をお支払いできない場合

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。

- ・ 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- ・ 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
- ・ 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- ・ 戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害
- ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- ・ 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- ・ 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
- ・ 脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●保険金のお支払いに関する注意

- ・ 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
 - ・ 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
- ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
- (注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- ・ 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
 - ・ 保険金は身体の障害によって、所定の実業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
 - ・ 保険金受取人は被保険者本人になります。

●保険金のご請求

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできません。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取 扱 代 理 店 **株式会社集成社** TEL:03-3442-0411
明治安田生命保険相互会社 TEL:03-6259-0012
引受損害保険会社 **明治安田損害保険株式会社**

ご加入の際には、「契約概要・注意喚起情報」を事前にご一読ください。

MYG-A-22-L-1046

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

休職補償サポート(天災補償特約付団体長期障害所得補償保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
休職補償サポート	P.休-3	P.休-2	P.休-1,休-2	P.休-3,休-4

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】

4. 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

3. 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

4. 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

5. 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

■健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、健康状態については十分ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。休職補償サポート(P.休-3、休-4)

5. 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる 他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

7. 事故が起こった場合等のご連絡先

就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

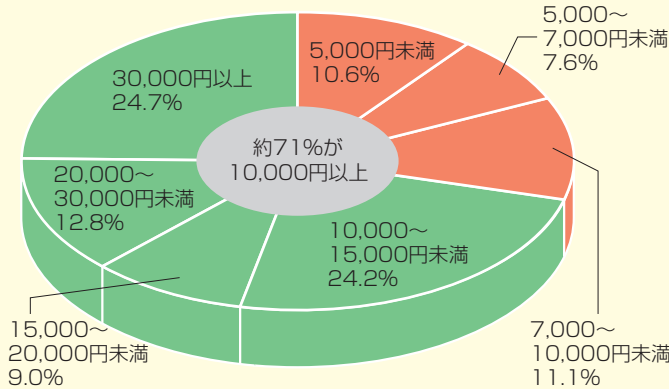
8. ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口
制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。
引受損害保険会社の苦情・相談窓口
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室 0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)] 【受付時間】 午前9時～午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター <保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808 [ナビダイヤル(有料)] ※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。 【受付時間】 午前9時15分～午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)

新医療保険 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

15%割引

入院1日あたりの自己負担費用



健康であることがなによりですが、いざ病気で入院となると、約71%の方は1日あたり1万円以上の自己負担額が必要です。

< (公財) 生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」より >

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

※集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人（適用外含む））

<メリット>

◆ケガも病気も入院1日目から補償!!◆

基本セットで通院もOK (Dセットを除く)。

◆退職後も今まで通りご継続できます◆

※新規ご加入は満69才まで

ご継続は継続時で満79才までの方となります。

◆基本セットで地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償!!

※葬祭費用保険金 (葬祭費用補償特約) を除きます。

新医療保険は上記のニーズにマッチしたラインアップとなっております。

年に1度のチャンスです。

この機会にぜひ

ご加入をご検討ください。



保険期間

2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時 1年間

加入方法



* 基本セット (Aセット、Dセット、Nセット) はお一人あたり 2口までご加入できます。(15才未満の方はAセットのご加入は1口までとなります。)

* 健康状況告知の結果、ご加入できると判定された場合にご加入できます (医師の診査は必要ありません。)

保険金額&保険料 1.基本セット

●第1回 給与引去日(退職者の方は口座振替)は10月からとなります。

(いずれも2口限度)

セット名		Aセット	Dセット	Nセット	補償内容(詳細はP.新-5~P.新-8、P.新-12)
死亡	ケガ (傷害死亡保険金額 + 葬祭費用保険金額)	150万円	150万円	100万円	●A、Dセットは傷害死亡保険金 100万円 + 葬祭費用としての実費(50万円限度) ●Nセットに葬祭費用はありません。
	病気 (葬祭費用保険金額)	50万円	50万円	—	●葬祭費用としての実費(50万円限度)
	入院 (病気・ケガ) (傷害入院保険金日額・ 疾病入院保険金日額)	成人病(生活習慣病) 以外の場合 日額 5,000円 成人病(生活習慣病) の場合 日額 10,000円	成人病(生活習慣病) 以外の場合 日額 5,000円 成人病(生活習慣病) の場合 日額 10,000円	日額 3,000円	●病気やケガにより入院した場合、日帰り入院でも補償。 ●1回の入院について最高365日まで補償。 ●A、Dセットは所定の成人病(生活習慣病)は2倍補償。 成人病(生活習慣病)とは ①悪性新生物(がん)②糖尿病③高血圧性疾患 ④心疾患⑤脳血管疾患で約款所定のものをいいます。
手術	ケガ (傷害手術保険金)	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍			●ケガの治療のため、入院中に手術を受けた場合、傷害入院保険金日額の10倍の額、入院中以外の手術の場合、傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
	病気 (疾病手術保険金)	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍			●病気の治療のため、入院中に手術を受けた場合、疾病入院保険金日額の20倍の額、入院中以外の手術の場合、疾病入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。 (注)A、Dセットの場合、成人病(生活習慣病)のときでも疾病入院保険金日額は5,000円で計算します。
放射線治療 (病気) (疾病放射線治療保険金)		疾病入院保険金日額の10倍			●病気の治療のため、放射線治療を受けられた場合、疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 (注)A、Dセットの場合、成人病(生活習慣病)のときでも疾病入院保険金日額は5,000円で計算します。
通院 (病気・ケガ) (傷害通院保険金日額・ 疾病通院保険金日額)		日額 3,000円	—	日額 1,500円	●ケガによる通院は、入院の有無に関係なく1日目から補償。(90日限度) ●病気による通院は、入院前後が補償対象です。 (入院前60日以内および退院後180日以内の通院で90日限度)
後遺障害 (ケガ) (傷害後遺障害保険金)		後遺障害の程度に応じて 4万円~100万円* * 傷害死亡・後遺障害保険金額は100万円			●事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、障害の程度に応じて4万円から100万円を補償。

セット名	Aセット		Dセット		Nセット	
	1口	2口*	1口	2口	1口	2口
生後15日~4才	2,220円	—	1,280円	2,560円	1,200円	2,400円
5~9才	1,980円	—	1,060円	2,120円	1,120円	2,240円
10~14才	1,700円	—	800円	1,600円	960円	1,920円
15~19才	1,730円	3,460円	830円	1,660円	970円	1,940円
20~24才	1,910円	3,820円	990円	1,980円	1,070円	2,140円
25~29才	2,160円	4,320円	1,220円	2,440円	1,200円	2,400円
30~34才	2,400円	4,800円	1,430円	2,860円	1,330円	2,660円
35~39才	2,510円	5,020円	1,500円	3,000円	1,370円	2,740円
40~44才	2,630円	5,260円	1,570円	3,140円	1,400円	2,800円
45~49才	3,070円	6,140円	1,940円	3,880円	1,580円	3,160円
50~54才	3,810円	7,620円	2,550円	5,100円	1,880円	3,760円
55~59才	4,890円	9,780円	3,500円	7,000円	2,330円	4,660円
60~64才	6,670円	13,340円	5,040円	10,080円	3,060円	6,120円
65~69才	9,700円	19,400円	7,700円	15,400円	4,300円	8,600円
70~74才	14,060円	28,120円	11,390円	22,780円	6,040円	12,080円
75~79才	23,170円	46,340円	19,220円	38,440円	9,420円	18,840円

●継続加入の方は、昨年度から年令が1つ上がるため、保険料が変更になる場合があります。

●2023年8月1日現在のご本人の満年令で保険料が決定されます。

* 15才未満の方はAセットのご加入は1口までとなります。

保険金額&保険料 2.オプションセット

(いずれも1口限度)

	補償内容(詳細はP.新-8~P.新-10、P.新-12)	保険金額または保険金	セット名	月払保険料
特定疾患保険金	厚生労働大臣指定の特定疾患により継続して8日以上入院された場合、一時金として15万円をお支払いします。 ※1特定疾患につき、保険期間を通じて1回を限度とします。	1疾患一時金 15万円	Bセット	90円
先進医療費用保険金	日本国内の病院にて、 <u>先進医療を受けた場合</u> 、治療費および交通費等を補償(実費)。	保険期間を通じて 1,000万円 限度		
三大疾病診断保険金	がん・急性心筋梗塞・脳卒中と診断され、治療を開始し、かつ、それぞれの支払要件に該当した場合、一時金として50万円をお支払いします。	一時金 50万円	Cセット	(※)下記
携行品損害保険金 (1事故につき 免責金額3,000円)	日本国内外において偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に損害額を補償。	保険期間を通じて 10万円 限度	Qセット	70円
日常生活賠償保険金	日本国内外(一部国内のみ)において偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償。 *国内での事故は、示談交渉サービス付きです。	1事故につき 1億円 限度	Rセット	130円

(※)	月払保険料															
	生後15日 ~4才	5~9 才	10~14 才	15~19 才	20~24 才	25~29 才	30~34 才	35~39 才	40~44 才	45~49 才	50~54 才	55~59 才	60~64 才	65~69 才	70~74 才	75~79 才
Cセット	30円	30円	30円	30円	40円	100円	190円	290円	430円	640円	790円	1,250円	2,380円	3,170円	4,050円	4,210円

	補償内容(詳細はP.新-11)	保険金額または保険金	セット名										
介護一時金	被保険者の親御さまが要介護状態*となり、30日を超えて継続した場合、一時金として1口につき100万円をお支払いします。 なお、加入口数は5口限度となります。 *公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定の効力が生じた状態または特約記載の状態をいいます。	一時金1口につき 100万円	Pセット (5口限度)										
親介護	1口あたり月払保険料(親御さまの年齢)												
	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才	80~84才
	10円	10円	10円	10円	10円	20円	30円	70円	160円	370円	820円	1,790円	4,580円

介護一時金	被保険者が要介護状態*となり、30日を超えて継続した場合、一時金として1口につき100万円をお支払いします。 なお、加入口数は5口限度となります。 *公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定の効力が生じた状態または特約記載の状態をいいます。	一時金1口につき 100万円	Kセット (5口限度)													
本人介護	1口あたり月払保険料															
	生後15日 ~4才	5~9才	10~14才	15~19才	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才
	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	20円	30円	70円	160円	370円	820円	1,790円

親介護・本人介護は介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

- 日常生活賠償保険金の被保険者(補償の対象者)の範囲は下記(※)のとおりです。
したがって家族のどなたかが日常生活賠償保険金に加入していれば家族全員(※)が補償されます。
(※)日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、本人・配偶者・本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。詳しくはP.新-18をご覧ください。
- 日常生活賠償保険金等をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険特約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 継続加入の方は、昨年度から年齢が1つ上がるため、保険料が変更になる場合があります。
2023年8月1日現在のご本人の満年齢で保険料が決定されます。なお、Pセットは被保険者となる方の親御さま(姻族両親2名まで)の満年齢により、一人あたりの保険料となります。

新医療保険

先進医療ってなに？

高度な治療・手術のうち実績を積んだものが先進医療に認められ、公的医療保険の対象とするかどうかを評価する段階の医療技術です。

先進医療にかかる費用(技術料)は、全額自己負担です。

例 医療費総額 260万円

- ①先進医療にかかる費用(技術料)が250万円
- ②健康保険の自己負担割合が3割(=3万円)
- (注)②の費用は高額療養費制度による払戻しを受けられることがあります。

①先進医療部分	250万円	①全額自己負担	250万円
②通常の治療と共通する部分 診察・検査等の費用で、①以外の先進医療に要する費用	10万円	②一部負担 健康保険対象部分	3万円

補償対象範囲

①全額自己負担	2,500,000円	①先進医療にかかる費用 (技術料)	2,500,000円
②一部負担	+30,000円		
自己負担額	2,530,000円		

先進医療にかかる費用

- ◆がんを治す最先端の放射線治療
平均額
3,186,609円(重粒子線治療)
2,649,977円(陽子線治療)



厚生労働省第105回先進医療会議資料「令和3年度先進医療技術の実績報告等について」より

先進医療以外にも保険が適用されない医療費があります！

…がんの最新の治療法として、保険適用外の免疫療法等も増加しています。

身近にせまる介護リスク

介護の原因は、認知症が全体の約18%を占め、トップとなっています

40代・50代の働き盛りの方にも認知症の危険はあり、介護は決して高齢者だけの問題ではありません。

介護が必要となった主な原因のトップは認知症です



認知症
17.6%

脳血管疾患
(脳卒中)
16.1%

高齢による衰弱
12.8%



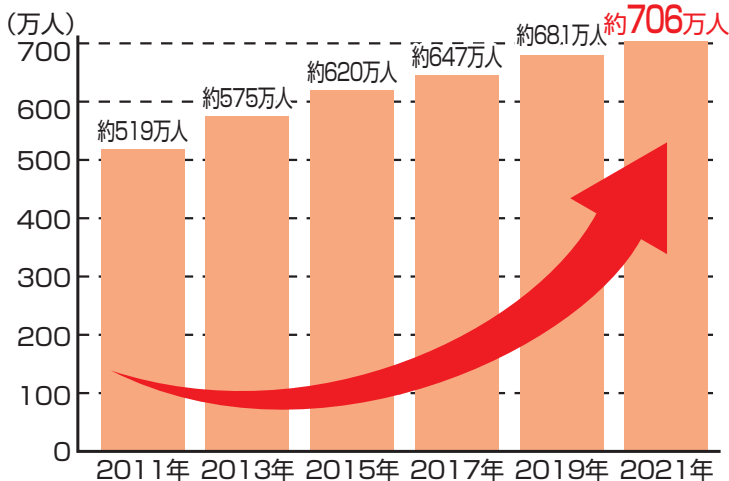
【出典】厚生労働省「国民生活基礎調査(2019年)」

<要介護(要支援)認定者の推移>

要介護(要支援)認定者は年々増加傾向にあります。

<介護にかかる費用>

介護環境を整えるためのまとまった一時金が必要です。



【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計月報・各年4月審査分」

初期にかかる費用(一時費用)

住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかった費用

- 福祉用具の購入費用
- 住宅の改修費
- 等

平均74万円

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」

特約被保険者(Pセット)や被保険者(Kセット)が要介護状態となった場合、

一時金として**100万円***をお支払いします

*Pセットに1口ご加入された場合またはKセットに1口ご加入された場合

お申込みされる前に必ずお読みください。

★詳しくは「普通保険約款および特約」をご覧ください。（「普通保険約款および特約」は社員会で保管しております。）
 ※印を付した用語については、P.新-12～P.新-14の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

新医療保険（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本 (傷害保険金)	傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記(P.新-12)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記(P.新-12)の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(365日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合 1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合… 傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合… 傷害入院保険金日額×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてののみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてののみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてののみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	傷害通院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>疾病入院 保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット</p> <p>P新-12(☆)参照</p>	<p>保険期間の開始後(*)に発病* した病気*のため、保険期間中 に、入院*された場合(以下、こ の状態を「疾病入院」といいま す。)</p> <p>(*)病気を補償する加入タイプ に継続加入された場合は、 継続加入してきた最初のご 契約の保険期間の開始後と します。</p>	<p>$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$</p> <p>(注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みませ ん。 ・疾病入院された日からその日を含めて支 払対象期間*(1,095日)が満了した日の 翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険 金を支払うべき日数の合計が支払限度日 数*(365日)に到達した日の翌日以降の 疾病入院の日数</p> <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に さらに疾病入院保険金の「保険金をお支 払いする場合」に該当する病気*を発病* された場合は、疾病入院保険金を重ねて はお支払いしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害(*1)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ● 妊娠または出産(「療養の給付」等)(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的 他覚所見のないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*4)(加入者証等に記載 されます。)
<p>基本(疾病保険金)</p> <p>疾病手術 保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆疾病手術 保険金等 支払倍率変更 特約セット ☆特定精神障害 補償特約セット</p> <p>P新-12(☆)参照</p>	<p>① 疾病入院保険金をお支払い する場合で、その病気*の治 療*のために疾病入院保険金 の支払対象期間*(1,095 日)中に手術*を受けられたと き。</p> <p>② 保険期間の開始後(*)に発病* した病気の治療のために、保 険期間中に手術*を受けられた 場合</p> <p>(*)病気を補償する加入タイプ に継続加入された場合は、 継続加入してきた最初のご 契約の保険期間の開始後と します。</p>	<p>1回の手術*について、次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院*中に受けた手術の場合… $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$</p> <p>② ①以外の手術の場合… $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$</p> <p>(注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のと おりとなります。</p> <p>① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手 術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受け たものとしてします。</p> <p>③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定 されるものとして定められている手術に該当す る場合 その手術の開始日についてのみ手術を受け たものとしてします。</p> <p>④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療* 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算 定されるものとして定められている区分番号 に該当する手術について、被保険者が同一の 区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われ ることとなった直前の手術を受けた日からそ の日を含めて14日以内に受けた手術に対 しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病* した病気(*4)については保険金をお 支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに 継続加入された場合で、病気を発病し た時が、その病気による入院*を開始 された日(*6)からご加入の継続する期 間を遡及して1年以前であるときは、 保険金をお支払いします。</p> <p>(*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12 日総務庁告示第75号に定められた 分類項目中の分類コードF00から F09またはF20からF99に規定され たもの以外とし、分類項目の内容に ついては、厚生労働省大臣官房統計 情報部編「疾病、傷害および死因統計 分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。(特定精神障害補 償特約(自動的にセットされます。))の セット後の内容となります。)</p> <p><支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*2) これにより発生した保険金支払事由 に該当した被保険者の数の増加がこ の保険の計算の基礎に及ぼす影響が 少ないと引受保険会社が認めた場合 は、保険金の全額または一部をお支 払いすることがあります。</p> <p>(*3) 公的医療保険を定める法令に規定さ れた「療養の給付」に要する費用なら びに「療養費」、「家族療養費」および 「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*4) その病気と医学上因果関係がある病 気*を含みます。</p> <p>(*5) 病気を補償する加入タイプに継続加 入された場合は、継続加入してきた 最初のご契約の保険期間の開始時を いいます。</p> <p>(*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない 疾病手術保険金または疾病放射線治 療保険金の場合は、それぞれ「手術の 開始時」、「放射線治療の開始時」に 疾病入院が開始したもののみなしま す。</p>
<p>疾病 放射線治療 保険金</p> <p>★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット</p> <p>P新-12(☆)参照</p>	<p>① 疾病入院保険金をお支払いす る場合で、その病気*の治療* のために疾病入院保険金の支 払対象期間*(1,095日)中に 放射線治療*を受けられたと き。</p> <p>② 保険期間の開始後(*)に発病* した病気の治療のために、保 険期間中に放射線治療を受けら れた場合</p> <p>(*)病気を補償する加入タイプに 継続加入された場合は、継続 加入してきた最初のご契約の 保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療*について、次の額をお支払 いします。</p> <p>$\text{疾病入院保険金日額} \times 10$</p> <p>(注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた 場合は、いずれか1つの放射線治療につ いてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射 線治療を複数回受けた場合は、疾病放射 線治療保険金が支払われることとな った直前の放射線治療を受けた日からその日 を含めて60日以内に受けた放射線治療 については、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(*3) 公的医療保険を定める法令に規定さ れた「療養の給付」に要する費用なら びに「療養費」、「家族療養費」および 「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*4) その病気と医学上因果関係がある病 気*を含みます。</p> <p>(*5) 病気を補償する加入タイプに継続加 入された場合は、継続加入してきた 最初のご契約の保険期間の開始時を いいます。</p> <p>(*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない 疾病手術保険金または疾病放射線治 療保険金の場合は、それぞれ「手術の 開始時」、「放射線治療の開始時」に 疾病入院が開始したもののみなしま す。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>基本 (疾病保険金)</p> <p>疾病通院 保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院 保険金の 支払条件 変更特約セット ☆特定精神障害 補償特約セット P新-12(☆)参照</p>	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。</p> <p>①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。)</p> <p>②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。)</p> <p>(注)疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。</p>	<p>疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数</p> <p>(注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 <p>(注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(前ページ)と同じ。</p>
<p>基本</p> <p>葬祭費用 保険金 ★葬祭費用 補償特約</p>	<p>補償対象者(*1)が次の①~③のいずれかに該当され、補償対象者の親族*が葬祭費用を負担された場合</p> <p>①保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>②保険期間の開始時以降(*2)に発病*した病気*のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合</p> <p>③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気(*3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間*が満了するまでの間(*4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限りです。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(*3)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(*3)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(次のページにつづく)</p>	<p>補償対象者の親族*が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p><「保険金をお支払いする場合」の①の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記(P.新-12)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p> <p>(次のページにつづく)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p style="text-align: center;">基本</p> <p style="text-align: center;">葬祭費用 保険金 ★葬祭費用 補償特約</p>	<p>(前のページからのつづき)</p> <p>(※1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。</p> <p>(※2)葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。</p> <p>(※3)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(※4)365日を限度とします。</p>		<p>(前のページからのつづき)</p> <p><「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。)により入院*された場合 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*3)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(*4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。</p> <p>(※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p><支払対象外となる精神障害の例></p> <p>認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など</p> <p>(※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(※4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>
<p style="text-align: center;">オプション</p> <p style="text-align: center;">先進医療 費用保険金 ★先進医療 費用保険金 補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット</p>	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごと別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>(※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア.先進医療に要する費用(*1)</p> <p>イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(※)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他に存在する場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

新医療保険

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> <p>オプション</p>	<p>医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんが診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限り、)</p> <table border="1" data-bbox="300 264 874 533"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り、</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り、	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	<p>三大疾病診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限り、 (注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日(*より前の場合) ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。)など (*この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限り、	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
<p>特定疾患保険金 ★特定疾患補償特約</p>	<p>特定疾患*を被り、その特定疾患の治療*を目的として保険期間中に入院*し、その入院が次のいずれにも該当した場合 ①特定疾患を直接の原因とする継続した8日以上入院 ②①の特定疾患により交付された受給者証*の有効期間中の入院 (注1)次の場合は、受給者証の有効期間中の入院とみなします。 ・①の入院中またはその入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその特定疾患に係る受給者証の交付を受けた場合 ・特別な事情により受給者証の交付を受けられない場合で、かつ引受保険会社がこれを認めるとき (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 特定疾患を補償する加入タイプに継続加入の場合で、特定疾患(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①特定疾患を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし特定疾患(*)を発病した時が、その特定疾患による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (*その特定疾患と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>保険金額の全額 (注)1特定疾患*につき保険期間を通じて1回を限度とします。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●既に保険金をお支払いした特定疾患*(これと医学上因果関係がある特定疾患を含みます。) また、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり、読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に発病*した特定疾患(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、特定疾患を補償する加入タイプに継続加入された場合で、特定疾患を発病した時が、その特定疾患による入院*を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その特定疾患と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)特定疾患を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約</p>	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア.本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1)電車、自動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具*をいいます。 (*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額*(0円)</p> <p>(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の決定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
<p>オプション</p> <p>携行品 損害保険金 ★携行品損害 補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット</p>	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合</p> <p>(*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、別記(P.新-12)の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p> <p>(*2)「身の回り品」とは、被保険者が保有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額*(1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1)損害の額は、再調達価額*によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2)損害の額は、1個、1組、または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生する事があります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れはがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記(P.新-12)の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p>など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>親介護一時金 親介護 ★親介護一時金 支払特約</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">オプション</p>	<p>保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP.新-15の<代理請求人について>をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>
<p>介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約</p>	<p>保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)(*)となり、30日を超えて継続した場合 (*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)による要介護状態 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>

補償対象外となる運動等

山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下である
 ボルダリングは含みません。)をいいます。
 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。
 (※3)職務として操縦する場合は含みません。
 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争
 選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属
 品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・
 ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこ
 れらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印
 紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿
 掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図
 案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象とな
 ります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

●A、Dセットには、疾病入院保険金(日額5,000円/口)に加え、疾病手術保険金等対象外特約をセットした成人病のみ補償特約付の疾病入院保険金(日額5,000円/口)がセットされているため、特約記載の成人病(がん(悪性新生物)※、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気※をいいます。P.新-14別表参照)の治療※を目的とした入院※に限り、疾病入院保険金(日額10,000円/口)をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(A・D・Nセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 先進医療費用保険金
成人病のみ補償特約(A・Dセットの成人病(生活習慣病)上乗せ部分)	特約記載の成人病(がん(悪性新生物)※、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気※をいいます。)の治療※を目的とした入院※に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
疾病手術保険金等対象外特約(A・Dセットの成人病(生活習慣病)上乗せ部分)	疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金をお支払いしません。
保険金の請求に関する特約(A・Dセット)	被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 成人病

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(※1)の原因となった病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(※2)を発病した時が、その病気による入院(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

〈※印の用語のご説明〉

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
親介護一時金支払特約・介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

●「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。

- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等^{*}の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入した時の金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称

・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称

・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「受給者証」とは、次のいずれかの受給者証をいいます。
①難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)の規定に基づいて交付される医療受給者証
②特定疾患治療研究事業^{*}において、公的医療保険制度の医療費助成の対象者に交付される受給者証^(注)
(注)都道府県によって名称が異なる場合、これに準ずるものを含みます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。
ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^(*)
(*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}または放射線治療^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「特定疾患」とは、次のいずれかの疾患をいいます。
①難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病
②特定疾患治療研究事業^{*}において、治療研究の対象となっている疾患^(注)
(注)都道府県が独自に医療費助成を行っている疾患は含みません。
- 「特定疾患治療研究事業」とは、厚生省が昭和47年10月に定めた「難病対策要綱」に基づき実施されている難病対策のうち、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」により行われている特定疾患治療研究事業をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

- 「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱いいます。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

別表 成人病の範囲

この特約の対象となる成人病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下記の分類コードに規定されたもの(注1)とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード	成人病の種類	分類項目	基本分類コード
1.がん (悪性新生物)(注2)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00~C14	2.糖尿病	インスリン依存性糖尿病(IDDM)	E10
	消化器の悪性新生物	C15~C26		インスリン非依存性糖尿病(NIDDM)	E11
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39		栄養障害に関連する糖尿病	E12
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40~C41		その他の明示された糖尿病	E13
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43~C44	詳細不明の糖尿病	E14	
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45~C49	3.心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05~I09
	乳房の悪性新生物	C50		虚血性心疾患	I20~I25
	女性生殖器の悪性新生物	C51~C58		肺性心疾患および肺循環疾患	I26~I28
	男性生殖器の悪性新生物	C60~C63		その他の型の心疾患	I30~I52
	腎尿路の悪性新生物	C64~C68	4.高血圧性疾患	本態性(原発性<一次性>)高血圧(症)	I10
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69~C72		高血圧性心疾患	I11
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75		高血圧性腎疾患	I12
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76~C80		高血圧性心腎疾患	I13
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81~C96		二次性(続発性)高血圧(症)	I15
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97		5.脳血管疾患	くも膜下出血
	上皮内新生物	D00~D09	脳内出血		I61
	真正赤血球増加症<多血症>	D45	その他の非外傷性頭蓋内出血		I62
	骨髄異形成症候群	D46	脳梗塞		I63
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	脳卒中、脳出血または脳梗塞と明示されないもの		I64
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3	脳実質外動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの		I65
		脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I66		
		その他の脳血管疾患	I67		
		他に分類される疾患における脳血管障害	I68		
		脳血管疾患の続発・後遺症	I69		

(注1)下記の分類コードに規定されたもの

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(注2)がん(悪性新生物)

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているもの(注3)をいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性	／3 . . . 悪性、原発部位 ／6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注3)悪性または上皮内癌と明示されているもの

厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新医療保険

その他のご注意(新医療保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型)))

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- お申込人となれる方は、日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員・退職者に限ります。
- この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)で、かつ次のいずれも満たす方に限ります。
 - ①保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方(新規加入の場合。継続の場合は満79才まで。)
 - ②健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方。
- (*)加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)1)をご提出いただく日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)
- (*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
 - 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

自動継続の取扱いについて

・前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

税法上の取扱い(2022年12月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。

(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

代理店・扱者

・株式会社 集成社 東京都品川区東五反田5-25-18 TEL:03-3442-0411 FAX:03-3442-0410

引受保険会社

・三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第二部第三課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-6653 FAX:03-3259-7208

個人情報取扱いについて この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

ご加入内容確認事項(新医療保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型)))

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合にはお手続きが必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

契約概要のご説明(新医療保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型)))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社との保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*1)のうち、次のすべてに該当する方
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	・ 保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方(新医療保険については、継続加入に限り、満79才以下の方)
介護一時金支払特約(本人介護)	・ 健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	本人(*1)の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人(*1)は、次のすべてに該当する方となります。 ・ 保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方(新医療保険については、継続加入に限り、満79才以下の方) ・ 健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。
親介護一時金支払特約(親介護)	本人(*1)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・ 保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・ 健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りです。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際の時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP.新-5~新-14のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットP.新-5~新-14をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットP.新-5~新-14をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP.新-5~新-14をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・ 保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・ 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2.保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットP.新-2をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(新医療保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型)))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社との保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
 - ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
 - ③被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限ります。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP.新-2記載の方法により払込みください。パンフレットP.新-2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
 - パンフレットP.新-5～新-14をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
 - 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

新医療保険

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、パンフレットP.新-2記載の方法により払込みください。
パンフレットP.新-2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

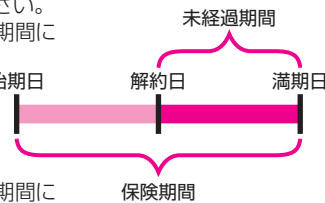
・脱退(解約)日から満期日までの期間に

応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に

応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP.新-16をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレットP.新-16をご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(新医療保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型)))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社 集成社 TEL:03-3442-0411

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上

保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

受付時間:平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

健康状況告知書ご記入のご案内【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理して回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
介護一時金支払特約 本人介護	②ご加入はお引受できません。
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(**3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した三大疾病(**4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。

(**2)その病気と医学上因果関係がある病気を含まみます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(**3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(**4)その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含まみます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
葬祭費用補償特約	【ご注意】
先進医療費用保険金補償特約	◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加変更されたりすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
介護一時金支払特約(本人介護)	◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
親介護一時金支払特約(親介護)	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

団体傷害保険 (団体総合生活補償保険 (標準型) + (MS&AD型))

15%割引

万一のケガに備える保険です。地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。さらに、疾病特約をプラスすると病気に備えることもできます。年に一度のこのチャンスにぜひご加入をご検討ください。

退職後も年齢制限なくご継続できます。

ただし、疾病特約については、2023年8月1日現在、生後15日～満69才までの方となります。

補償概要 保険期間 2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時 1年間

基本セット

個人型・家族型

ケガの補償

傷害通院
OO総合病院
事故によるケガのため通院した

傷害入院
事故によるケガのため入院した

傷害死亡
自動車にはねられて死亡した

傷害後遺障害
仕事中にケガをして後遺障害を被った

※その他傷害手術も補償します。

オプション その1 特約

日常生活賠償*

自転車運転中に通行人とぶつかった

携行品損害

旅先でハンドバッグをひったくられた

※国内での事故には、示談交渉サービス付きです。

継続加入のみ

借家人賠償責任・修理費用

過って火災をおこし借家に損害をあたえた

ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワンまたはアルバトロス達成のお祝いとして祝賀会の費用がかかった

住宅内生活用動産

留守中に泥棒に入られた

オプション その2 疾病特約

個人型のみ
疾病特約(国内外補償)

疾病入院

胃がんのため入院した

疾病手術

胆石のため手術した

※その他放射線治療、疾病通院も補償します。

日常生活賠償

自転車事故のリスク

自転車での加害事故例

9,521万円の判決容認額(※)

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において走行中の女性(62才)と正面衝突。

女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決) 一般社団法人 日本損害保険協会 「知っていますか?自転車の事故」より

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。

上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



日常生活賠償への加入で

1億円まで補償!

さらに

示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。



保険金額&保険料

①個人型 (ご家族それぞれにぴったりの補償をお考えの場合におすすめです。)

●第1回 給与引去日(退職者の方は口座振替)は10月からとなります。

●基本セット (団体総合生活補償保険(標準型))

(いずれも1口限度)

セット名		Aセット	Bセット	Cセット	
保険金額	傷	傷害死亡・後遺障害保険金額	330万円	485万円	670万円
	害	傷害入院保険金日額	3,500円	7,000円	9,000円
		傷害通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,500円
		傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍		
月払保険料		1,220円	2,230円	3,310円	

●上記は職業級別A(事務従事者、販売従事者、技術者(システムエンジニア、カスタマーエンジニア等含む)等)の保険料です。

P.団-5職種コード表の職種級別Bの職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●年齢を問わず、ご加入いただけます。

(いずれも1口限度)

●オプションその1 (団体総合生活補償保険(標準型))

保険金額

セット名

月払保険料

日常生活賠償保険金額	日本国内外(一部国内のみ)において偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償。 *国内での事故は、示談交渉サービス付きです。	1億円	Rセット	130円
携行品損害保険金額	日本国内外において偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に損害額を補償。	10万円 (1事故につき 免責金額3,000円)	Lセット	70円

●オプションその2<疾病特約> (団体総合生活補償保険(MS&AD型)) 個人型のみ

セット名		Z1セット	Z2セット	Z3セット	
保険金額	疾	疾病入院保険金日額	3,500円	7,000円	9,000円
	病	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍		
		疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍		
		疾病通院保険金日額	2,000円	3,000円	3,000円
月払保険料	生後15日～ 4才		440円	860円	1,090円
	5～ 9才		330円	650円	820円
	10～14才		170円	320円	410円
	15～19才		180円	350円	440円
	20～24才		300円	570円	730円
	25～29才		450円	870円	1,110円
	30～34才		590円	1,150円	1,450円
	35～39才		630円	1,220円	1,540円
	40～44才		670円	1,280円	1,590円
	45～49才		860円	1,650円	2,060円
	50～54才		1,200円	2,280円	2,840円
	55～59才		1,700円	3,240円	4,040円
	60～64才		2,510円	4,790円	5,970円
65～69才		3,860円	7,420円	9,260円	

●継続加入の方は、昨年度から年齢が1つ上がるため、保険料が変更になる場合があります。

●2023年8月1日現在のご本人の満年齢で保険料が決定されます(生後15日～満69才の方が加入できます)。

保険金額&保険料

②家族型(ご家族のみなさまのケガをまとめて補償!)

●第1回 給与引去日(退職者の方は口座振替)は10月からとなります。

●基本セット (団体総合生活補償保険(標準型))

(いずれも1口限度)

セット名		Dセット	Eセット	Fセット	Gセット		
保険金額	傷害	傷害死亡・後遺障害保険金額	165万円	180万円	210万円	230万円	
		傷害入院保険金日額	2,000円	3,500円	5,500円	8,000円	
		傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,500円	
		傷害死亡・後遺障害保険金額	40万円	80万円	100万円	120万円	
		傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円	5,000円	7,000円	
		傷害通院保険金日額	800円	1,500円	2,500円	4,500円	
	傷害	親族 (1名あたり)	傷害死亡・後遺障害保険金額	40万円	80万円	100万円	120万円
			傷害入院保険金日額	1,500円	2,800円	4,100円	5,000円
		傷害通院保険金日額	800円	1,500円	2,000円	3,500円	
		傷害手術保険金	本人・配偶者・親族	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍			
月払保険料		1,600円	2,870円	4,160円	6,540円		

●上記は職業級別A(事務従事者、販売従事者、技術者(システムエンジニア、カスタマーエンジニア等含む)等)の保険料です。

P.団-5職種コード表の職種級別Bの職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。(注)家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

●年齢を問わず、ご加入いただけます。

(いずれも1口限度)

●オプションその1 (団体総合生活補償保険(標準型))

保険金額

セット名

月払保険料

日常生活賠償保険金額	日本国内外(一部国内のみ)において偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償。 *国内での事故は、示談交渉サービス付きです。	1億円	Vセット	130円
携行品損害保険金額	日本国内外において偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に損害額を補償。	10万円 (1事故につき 免責金額3,000円)	Mセット	110円

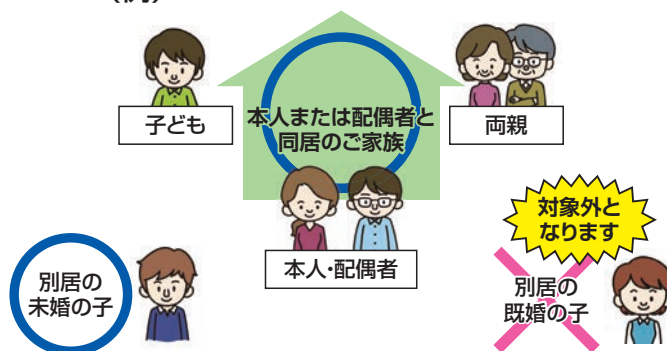
家族型で補償の対象となる方の範囲

- 本人 ●配偶者 ●本人または配偶者と同居の親族(本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
- 本人または配偶者と別居の、本人または配偶者の未婚の子(下宿中の学生等)

※補償されるご家族の範囲は、保険金支払事由発生時点での続柄によります。(加入申込時ではございません。)

(注)借家人賠償責任、修理費用およびホールインワン・アルバイトロス費用の被保険者(補償の対象者)は、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の被保険者欄に記名されたご本人のみです。日常生活賠償の被保険者(補償の対象者)についてはパンフレットP.団-16をご覧ください。

(例)



団体傷害保険

継続加入のみ

新規加入ができません。前年から継続加入のみとなります。

①個人型

(いずれも1口限度)

●オプションその1 (団体総合生活補償保険(標準型))		保険金額	セット名	月払保険料
借家人賠償責任 保険金額	借家で火災や爆発をおこし、その貸主に対し法律上の賠償責任を負われたとき	500万円	Wセット	160円
修理費用保険金額	借家で火災や爆発をおこし、貸主との契約に基づき自己費用で修理したとき	200万円		
ホールインワン・ アルパトロス費用 保険金額	日本国内でホールインワンまたはアルパトロスを達成したとき(祝賀会等の費用)	40万円	Xセット	390円
家財 (住宅内生活用動産) 保険金額	留守中に泥棒が入り、家財を盗まれたとき など	300万円	Yセット	1,410円

●オプションその2 <疾病特約> (団体総合生活補償保険(MS&AD型))

セット名		Zセット
保険金額	疾病入院保険金日額	2,000円
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍
	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍
	疾病通院保険金日額	1,200円
月払保険料	生後15日～ 4才	250円
	5～ 9才	190円
	10～14才	90円
	15～19才	100円
	20～24才	170円
	25～29才	250円
	30～34才	330円
	35～39才	370円
	40～44才	380円
	45～49才	500円
	50～54才	690円
	55～59才	980円
	60～64才	1,440円
65～69才	2,230円	

②家族型

●オプションその1 (団体総合生活補償保険(標準型))		保険金額	セット名	月払保険料
借家人賠償責任 保険金額	借家で火災や爆発をおこし、その貸主に対し法律上の賠償責任を負われたとき	500万円	Sセット	160円
修理費用保険金額	借家で火災や爆発をおこし、貸主との契約に基づき自己費用で修理したとき	200万円		
ホールインワン・ アルパトロス費用 保険金額	日本国内でホールインワンまたはアルパトロスを達成したとき(祝賀会等の費用)	40万円	Tセット	390円
家財 (住宅内生活用動産) 保険金額	留守中に泥棒が入り、家財を盗まれたとき など	300万円	Uセット	1,500円

【団体傷害保険】職種コード表

職種級別	職種コード	職種名
A	01	技術者(システムエンジニア・カスタマーエンジニア等含む)
	02	教員
	03	保健医療従事者
	04	芸術家、芸能家
	11	事務従事者(管理職含む)
	21	販売従事者(営業等含む)
	52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者)(モーターボート競争選手を除きます。)
	53	航空機関係従事者(航空機搭乗者)
	54	その他の運輸従事者
	55	通信従事者(船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)
	61	金属製造加工作業者
	62	電気機械器具組立・修理作業
	63	輸送機械組立・修理作業
	64	計器・光学機械器具組立・修理作業
	65	その他の機械組立・修理作業
	66	製糸・紡織作業
	67	裁断・縫製作業
	69	パルプ・紙・紙製品製造作業
	70	印刷・製本作業
	71	ゴム・プラスチック製品製造作業
	72	革・革製品製造作業
	73	窯業・土石製品製造作業
	74	飲食料品製造作業
	75	化学製品製造作業
	77	定置機関・機械および建設機械運転作業
	78	電気作業
	79	その他の技能工・生産工程作業
	81	保安職業従事者
	86	サービス職業従事者
	91	有職者以外(家事従事者・学生等)
	B*	31
36		漁業作業
41		採鉱・採石作業
51		自動車運転者(助手を含みます。)
68		木・竹・草・つる製品製造作業
76		建設作業

- 上記職種以外の方は、代理店・扱者までお問い合わせください
- ※B級の方はWebでの申込みができません。加入申込票での申込みになります。
また、A級と保険料が異なりますので、代理店・扱者までお問い合わせください。

お申込みされる前に必ずお読みください。

★詳しくは「普通保険約款および特約」をご覧ください。（「普通保険約款および特約」は社員会で保管しております。）
 ※印を付した用語については、P.団-11～団-12の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

団体傷害保険の基本セットとオプションその1（団体総合生活補償保険（標準型））

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本（傷害保険金）	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくなるまで、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくなるまで、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記（P.団-12）の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <家族型への変更に関する特約をセットする場合>
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	①入院*中に受けた手術*の場合… 傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合… 傷害入院保険金日額×5 （注）1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。		

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約</p>	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア.本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額*(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者の申出により、示談交渉を引受けられます。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
<p>携行品 損害保険金 ★携行品損害 補償特約</p> <p>☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット</p>	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合</p> <p>(*1) 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、別記(P.団-12)の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額-免責金額*(1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額*によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はかれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはかれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損によって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記(P.団-12)の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 <p>など</p>
<p>借家人賠償責任 保険金 ★借家人賠償責任 補償特約</p>	<p>保険期間中に、日本国内において、借用住宅(*1)が火災、破裂または爆発により損壊(*2)し、被保険者(*3)が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>(*1) 「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。 (*2) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。 (*3) 借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限りま)を被保険者とします。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額*(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ●借用住宅の改装、増築、取りこわし等の工事による損害 ●貸主に借用戸室を引き渡した後に発見された破損による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●貸主との損害賠償に関する特別な約定によって加重された損害賠償責任 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はかれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはかれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の破損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <p>など</p>

団体傷害保険

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
修理費用保険金 ★修理費用補償特約	<p>保険期間中の次の事故により、日本国内において借用住宅^(※1)に損害が発生し、被保険者^(※2)が貸主との契約に基づきその借用住宅を自己の費用で現実に修理した場合。</p> <p>ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災、落雷、破裂、爆発 ・借用住宅の外部からの物体の衝突(雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災、土砂崩れによる損害を除きます。) ・給排水設備に発生した事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で発生した事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水漏れ(水災による損害を除きます。) ・騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ・風災、雹(ひょう)災または雪災^(※3)(借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために発生した損害(吹込みによる損害を含みます。))に限ります。 ・盗難 <p>(※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。</p> <p>(※2)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。</p> <p>(※3)豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいし、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。</p>	<p>修理費用[※] - 免責金額[※](1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、修理費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)建物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段等)や、居住者が共同で利用する部分(玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等)の修理費用はお支払いしません。</p> <p>(注3)雪災による損害が1回の積雪期において複数発生した場合、おのおの別の事故によって発生したことが明らかでないときは、1回の事故により発生したものと推定します。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害 ●保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両・積載物の衝突、接触による損害 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はかれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <p>など</p>
オプション その1 ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	<p>日本国内のゴルフ場[※]において被保険者が達成した次のホールインワン[※]またはアルパトロス[※]について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃[※]したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>ア.同伴競技者[※] イ.同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ[※]等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワンオン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工事業者 など</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、●アマチュアゴルフ場[※]が、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。))プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書^(※2)により証明できるものに限りします。</p> <p>(※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <p>(a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業として行っている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用^(※1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場[※]に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ[※]に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護^(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン[※]またはアルパトロス[※]を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(※1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>(※2)自然保護には、公益財団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン[※]またはアルパトロス[※] ●ゴルフ場[※]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ●ゴルフ場の使用人^(※)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス <p>など</p> <p>(※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用) セット</p>	<p>保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・損壊^{(*)1}・火災など)により、被保険者の居住の用に供される住宅^{(*)2}内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族^{(*)3}が所有する生活用動産^{(*)3}に損害が発生した場合 (*)1「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (*)2敷地を含みます。 (*)3「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記(P.団-12)の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。</p>	<p>損害の額－<u>免責金額</u>^{(*)1}(1回の事故につき3,000円) (注1)損害額は、再調達価額^(*)によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻品等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注2)損害の額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻品等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族^(*)の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等^(*)の無資格運転、酒気帯び運転^(*)または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さびかび・腐敗・ひび割れはがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に生じた損害を除きます。 ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ●生活用動産に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に生じた損害 ●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の首色または音質の変化による損害 ●戦争、その他の変乱^(*)、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記(P.団-12)の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害
<p>(住宅内生活用動産保険金) 臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用) セット</p>	<p>損害保険金が支払われる場合</p>	<p><u>損害保険金</u>×<u>30%</u> (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。 (注2)臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	
<p>(住宅内生活用動産保険金) 残存物取片づけ費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用) セット</p>	<p>損害保険金が支払われる場合</p>	<p><u>残存物片づけ費用</u>^(*)の額 (*)損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ①取りこわし費用 ②取片づけ清掃費用 ③搬出費用 (注1)保険金のお支払額は、<u>損害保険金</u>×<u>10%</u>が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	
<p>(住宅内生活用動産保険金) 失火見舞費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約用) セット</p>	<p>被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族^(*)が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発^{(*)1}により、第三者の所有物^{(*)4}の損壊^{(*)5}が発生した場合 (*)1第三者^{(*)2}の所有物で被保険者以外の方が占有する部分^{(*)3}から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (*)2保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。 (*)3区分所有建物の共有部分を含みます。 (*)4動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その方の占有する敷地内にあるものに限ります。 (*)5「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。</p>	<p><u>被災世帯の数</u>×<u>20万円</u> (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額^(*)を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。 (注2)失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い1被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*)貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。</p>	

団体傷害保険のオプションその2(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P.団-11(☆)参照</p>	<p>保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>疾病入院保険金日額×<u>疾病入院の日数</u> (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*)2 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*)2 ●妊娠または出産(「療養の給付」等*)3の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*)4(加入者証等に記載されます。)
<p>疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P.団-11(☆)参照</p>	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中にご受けた手術の場合…<u>疾病入院保険金日額</u>×<u>20</u> ②①以外の手術の場合…<u>疾病入院保険金日額</u>×<u>5</u> (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして支払います。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして支払います。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>など (注)保険期間の開始時(*)5より前に発病*した病気(*)4については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*)6からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p>
<p>疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P.団-11(☆)参照</p>	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 <u>疾病入院保険金日額</u>×<u>10</u> (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(*)1「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によりする。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)(*)のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*)2これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p>
<p>疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P.団-11(☆)参照</p>	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。) (注)疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。</p>	<p>疾病通院保険金日額×<u>疾病通院の日数</u> (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院*された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)(*)によって再度疾病入院に該当した場合は、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>	<p>(*)3公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4その病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*)5病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)6疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
天災危険補償特約 (A・B・C・D・E・F・Gセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約 (D・E・F・Gセット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教思想的な主義主張を有する団体個人またはこれと連帯するものがその主義主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡り1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*2) 疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

〈※印の用語のご説明〉

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等*の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

●「修理費用」とは、借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。

ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療*に該当する診療行為(*2)

(*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。

●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師*が診断(*1)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

(*1)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(*3)職務として操縦する場合は含みません。

(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)、およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコンその他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

補償対象外となる主な「生活用財産」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコンその他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

その他のご注意(団体傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型))

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この保険でお申込人となれる方は日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員・退職者に限ります。
- 個人型で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
- 家族型で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
- 疾病特約(Z1~Z3、Zセット)の被保険者(補償の対象者)本人(*)としてご加入いただける方は、上記個人型の被保険者となれる方で、保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
(*)加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- この保険契約の家族型は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上火災保険株式会社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)
東京海上日動火災保険株式会社
(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいでご案内します。)
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(**)を終えて保険金をお支払いします。(**)
- (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【病気の補償】

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金・解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

税法上の取扱い(2022年12月現在)

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

代理店・扱者

株式会社 集成社 東京都品川区東五反田5-25-18 TEL:03-3442-0411 FAX:03-3442-0410

個人情報の取扱いについて この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入内容確認事項(団体傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型)))

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか？

・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合にはお手続きが必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

契約概要のご説明(団体傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	-	-
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
借家人賠償責任補償特約	(a)本人(*2)。ただし、本人(*2)と借用住宅の賃借名義人が異なる場合には、その賃借名義人を含みます。 (b)借家人賠償責任補償特約については、(a)の被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
修理費用補償特約	(a)本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	本人(*2)

- (*1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (*4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際の時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP.団-6～団-12のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットP.団-6～団-12をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットP.団-6～団-12をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP.団-6～団-12をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2.保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットP.団-2、P.団-3をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型)+(MS&AD型)))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」
(*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
- ④被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限ります。)
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金 上記以外	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 ・普通保険約款・特約に定めております。
--------	---------------------	--

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- (注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
- a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b.この保険契約(*)を解約すること。

- (*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワンアルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワンアルパトロス費用補償特約

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP.団-2、P.団-3記載の方法により払込みください。パンフレットP.団-2、P.団-3記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP.団-6～団-12をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、パンフレットP.団-2、P.団-3記載の方法により払込みください。パンフレットP.団-2、P.団-3記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

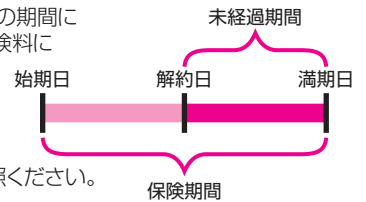
7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP.団-14をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレットP.団-15をご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。


この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】
株式会社 集成社 TEL:03-3442-0411

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)


「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>
こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808
受付時間:平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

団体傷害保険

健康状況告知書ご記入のご案内【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれの方がお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできませんことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*1)同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。

(*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

所得補償保険

15%割引

保険期間 2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時 1年間

被保険者となれる方 日本NCR株式会社または子会社、関連会社の役員・従業員のうち、満15才以上69才以下の方で、現在就業中の方に限ります。

★2022年度から「65～69才」の方もご加入いただけるようになりました。






所得補償保険とは

国内外を問わず、工作中、私用中の
病気またはケガで

医師の指示に基づく
入院又は自宅療養のために
会社を休んだ時

最高12か月間(免責期間7日間)
保険金をお支払いします。

こんなときお役に立ちます。

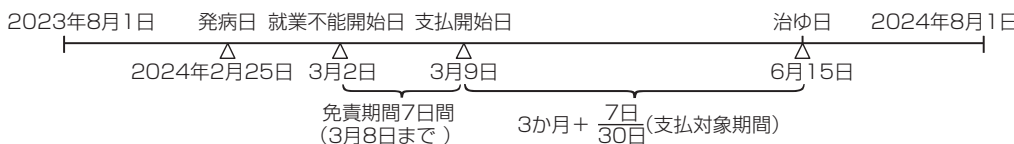
病気 (入院・自宅療養) 	●交通事故 	●スポーツ中 
ケガ (入院・自宅療養) 	●火災 	●火災 
	●火災 	●火災 

●就業不能期間中の年次休暇の有無は問いません。

お支払例

- 加入内容 年令35才 加入口数2口(Aセット)
- 事故内容 発病日 2024年2月25日 就業不能開始日 2024年3月2日
治癒日 2024年6月15日
- 保険金支払対象期間 2024年3月9日～2024年6月15日
(免責期間7日間…2024年3月2日～3月8日)

この場合に支払われる保険金は… **6.1**万円×**2**口×(**3**か月+ $\frac{7}{30}$ 日) = **約39**万円



月払保険料 1口700円 セット名 A(職種級別1級)・B(職種級別2級)

- 第1回給与引去日は10月からとなります。(免責期間7日間 てん補期間12か月の加入条件です。)
- 継続加入の方は、昨年度から年令が1つ上がるため、保険金額が変更になる場合があります。

- 職種級別はパンフレットP.所-2の職種コード表をご確認ください。
- 職種級別(例)
1級(Aセット) 事務従事者・販売従事者(営業)等
2級(Bセット) システムエンジニア・カスタマーエンジニア等

セット名	年令(才)	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69
A	1口あたり	15.4	10.6	9.4	7.6	6.1	4.8	4.1	3.5	3.3	3.1	2.6
B	月額保険金額	13.3	9.2	8.2	6.6	5.3	4.2	3.5	3.0	2.8	2.7	2.2

※年令は2023年8月1日現在の満年令となります。
※加入口数は右記算式の範囲内でお決めください。
年令により保険金額が異なりますので、加入口数を見直してください。なお、平均月間所得額を超えてご加入された場合、その超過部分はお支払いできませんのでご注意ください。

〔加入口数の算式〕

$$\frac{\text{年間総給与(給与・報酬・賞与)}}{\text{万円}} \times 50\% \times \frac{1}{12} = \frac{\text{加入限度額}}{\text{(月額) 万円}}$$

〈注意点〉

保険期間中に病気またはケガによって就業不能(入院など医師の治療を要し、業務に終日全く従事できない状態)になられたとき、7日間の免責期間を超える就業不能期間(最長12か月)について保険金が支払われます。(休業している期間が7日以内の場合は支払われません。)

【所得補償保険】 職種コード表

職種級別	職種コード	職種名
2	026	技術者(システムエンジニア・カスタマーエンジニア等含む)
	049	医療保健技術者
1	111	管理的職業従事者
	121	一般事務従事者
	191	販売従事者(営業等含む)
2	431	電気機械器具組立・修理作業者
	451	計器・光学機械器具組立・修理作業者
1	891	サービス職業従事者(コールセンター等含む)

●上記職種以外の方は、代理店・扱者までお問い合わせください

お申込みされる前に必ずお読みください。

★詳しくは「普通保険約款および特約」をご覧ください。（「普通保険約款および特約」は社員会で保管しております。）

※印を付した用語については、P.所-3～所-4の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

所得補償保険

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に關する特約セット	保険期間中に、ケガ※、病氣※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※（7日）を超えて継続した場合	$\begin{matrix} \text{保険金額} & \times & \text{就業不能期間※の} & + \\ & & \text{月数} & \\ \text{保険金額} & \times & \text{就業不能期間のうち} & \\ & & \text{1か月に満たない期間の日数} & \\ & & \text{30} & \end{matrix}$ （※）1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 （注1）保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 （注2）原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病氣※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病氣※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病氣 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病氣 ●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病氣 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病氣（テロ行為によるケガや病氣は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガや病氣 ●原因がいかんときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病氣（*1）やケガ（加入者証等に記載されます。） などによる就業不能※ ●精神障害（*2）を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 （注）ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時（*3）より前に発病※した病氣（*1）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病氣を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 （*1）その病氣と医学上因果関係がある病氣※を含みます。 （*2）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 IC D-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など （*3）就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約（自動セット）	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。

（☆）【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病氣※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病氣（*）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病氣を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病氣を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

（*）就業不能の原因となった病氣と医学上因果関係がある病氣※を含みます。

〈※印の用語のご説明〉

●「医学上因果関係がある病氣」とは、医学上重要な関係にある一連の病氣をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病氣として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

所得補償保険

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。

- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います
- 「免責期間」とは、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

・所得補償保険の保険金額(ご契約金額)の設定について

保険金額の設定については、被保険者(補償の対象者)が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の50%以内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)

なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

その他のご注意(所得補償保険)

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は日本NCR株式会社 委員会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この保険でお申込人となれる方は日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員に限りです。
- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員です。
- 被保険者(補償の対象者)本人(*)としてご加入いただける方は、上記の被保険者となれる方で、現在健康でお働きになっている方で、保険期間の開始時点で満15才以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限りです。(*)加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上火災保険株式会社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)
東京海上日動火災保険株式会社
(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいで案内します。)
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)
- (*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましても、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

自動継続の取扱いについて

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

税法上の取扱い(2022年12月現在)

払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

代理店・扱者

・株式会社 集成社

東京都品川区東五反田5-25-18

TEL:03-3442-0411 FAX:03-3442-0410

所得補償保険

個人情報の取扱いについて この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入内容確認事項(所得補償保険)

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか?

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合にはお手続きが必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

契約概要のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の被保険者欄記載の方

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP.所-3のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットP.所-3をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットP.所-3をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP.所-3をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません)。公的医療保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)、普通保険約款・特約等にてご確認ください。また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2.保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットP.所-1をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

6.無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

注意喚起情報のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」、「年齢」
- ④被保険者の健康状況告知

【健康状況告知について】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**2)(発病日は医師の診断(**3)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取り扱い(**4)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外はありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
 - (*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
 - (**2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
 - (**3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
 - (**4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
 - 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
 - ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
 - 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - (*)保険契約
 - その被保険者に係る部分に限ります。
 - 複数のご契約があるお客さまへ
 - 補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。
- (注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP.所-1記載の方法により払込みください。パンフレットP.所-1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP.所-3をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレットP.所-1記載の方法により払込みください。パンフレットP.所-1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

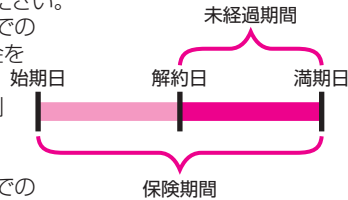
6.失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができないいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP.所-5をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレットP.所-6をご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社 集成社
東京都品川区東五反田5-25-18 TEL:03-3442-0411

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



こちらからアクセスできます。

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

受付時間:平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

健康状況告知書ご記入のご案内【所得補償保険】(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。

②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)(発病日は医師の診断(*3)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い(*4)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(*3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。